

監査結果公表第30-3号

包括外部監査結果に基づく措置の通知の公表について

次のとおり包括外部監査の結果に基づく措置の通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成30年8月28日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	小湊雅子
同	越智妙子
同	重松恵美子

記

1 措置の通知

平成19年度から平成29年度までの各年度包括外部監査結果に基づく措置の通知
平成30年8月27日付け 政行第49号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧
できます。

八尾市監査委員 田 中 清 様
八尾市監査委員 八 百 康 子 様
八尾市監査委員 小 湊 雅 子 様
八尾市監査委員 越 智 妙 子 様
八尾市監査委員 重 松 恵美子 様

八尾市長 田中 誠太

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について（通知）

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年 7 月 20 日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成 19 年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

○平成 22 年度包括外部監査について

歳入の執行事務について

○平成 23 年度包括外部監査について

教育行政における取組み等について

○平成 25 年度包括外部監査について

公共資産（インフラ資産）の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

○平成 26 年度包括外部監査について

生活保護事業に関する事務の執行について

○平成 27 年度包括外部監査について

市単費事業に関する事務の執行について

○平成 28 年度包括外部監査について

外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

○平成 29 年度包括外部監査について

税務事務の執行について

※なお、平成 14 年度包括外部監査「出資法人（4 法人）の財務事務及び八尾市の 4 出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について」、平成 15 年度包括外部監査「補助金の財務事務の執行について」、平成 16 年度包括外部監査「八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について」、平成 17 年度包括外部監査「「公の施設」の管理運営について」、平成 18 年度包括外部監査「八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」、平成 20 年度包括外部監査「国民健康保険事業及び介護保険事業について」、平成 21 年度包括外部監査「委託契約及び工事請負契約の事務の執行について」及び平成 24 年度包括外部監査「水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について」は、全ての結果・意見に対して対応済みとなっております。

包括外部監査における改善措置等の状況(平成30年7月20日現在)

【参考】

年度	監査の内容	結果意見の件数		平成30年1月20日 までの 取り組み済み件数	今回取り組み済みとなった項目			次回以降要対応件数
					取り組み済み件数	うち「措置済み」件数	うち「市の判断により対応」 件数	
14	出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について	結果	22	22	—	—	—	0
		意見	53	53	—	—	—	0
15	補助金の財務事務の執行について	結果	9	9	—	—	—	0
		意見	246	246	—	—	—	0
16	八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について	結果	0	—	—	—	—	0
		意見	30	30	—	—	—	0
17	「公の施設」の管理運営について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	50	50	—	—	—	0
18	八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	結果	10	10	—	—	—	0
		意見	62	62	—	—	—	0
19	人件費にかかる財務事務について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	33	29	0	0	0	4
20	国民健康保険事業及び介護保険事業について	結果	3	3	—	—	—	0
		意見	19	19	—	—	—	0
21	委託契約及び工事請負契約の事務の執行について	結果	10	10	—	—	—	0
		意見	44	44	—	—	—	0
22	歳入の執行事務について	結果	5	5	—	—	—	0
		意見	25	24	0	0	0	1
23	教育行政における取組み等について	結果	2	2	—	—	—	0
		意見	18	16	0	0	0	2
24	水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について	結果	2	2	—	—	—	0
		意見	8	8	—	—	—	0
25	公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	結果	1	1	—	—	—	0
		意見	9	8	1	1	0	0
26	生活保護事業に関する事務の執行について	結果	7	7	—	—	—	0
		意見	22	21	0	0	0	1
27	市単費事業に関する事務の執行について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	67	55	1	1	0	11
28	外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について	結果	26	22	2	2	0	2
		意見	94	63	15	15	0	16
29	税務事務の執行について	結果	3	0	3	3	0	0
		意見	21	0	11	10	1	10
合 計		結果	112	105	5	5	0	2
		意見	801	728	28	27	1	45

※網掛け分は、結果・意見への措置等が完了したもの

1. 平成30年7月20日現在で改善措置等を講じた事項

【平成25年度】公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について
(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

2. 下水道について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道経営企画課	長期的な経営方針の立案及び中長期的な経営計画の策定について	下水道事業に係る長期的な経営シミュレーションが実施されていない。 長期的な経営方針の立案及び中長期的計画の策定のためにも、10年を超える長期的な経営シミュレーションを実施する必要がある。	計画期間平成30～42年度の投資財政計画を盛り込んだ「八尾市公共下水道事業経営戦略(案)」を策定し、平成29年12月にパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントの結果を踏まえ、平成30年2月に開催予定の公共下水道事業経営審議会にて確定に向けた議論を行い、同年4月より「八尾市公共下水道事業経営戦略」の運用開始を予定しております。	監査の意見を踏まえ、長期的な経営シミュレーションである平成30～42年度の投資財政計画を盛り込んだ「八尾市公共下水道事業経営戦略」を平成29年度末に策定し、平成30年4月より運用を開始しております。 (措置済み)

【平成27年度】市単費事業に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

2. 市単費事業

(14) 環境衛生防疫業務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境事業課	事務事業の評価指標の追加設定について	活動指標として「臨時薬剤散布件数」を設定しているが、主たる事業活動である定期薬剤散布に係る活動指標が設定されていない。また、事業の成果を示す成果指標(アウトカム指標)も設定されていない状況にある。 事務事業評価をより効果的なものにするため、主たる事業活動たる定期薬剤散布に係る活動指標を追加設定するとともに、成果指標(アウトカム指標)として、市民からの苦情・相談件数といった指標の追加設定を検討し、事務事業評価に活用すべきである。	第7期実施計画において、定期薬剤散布に係る活動指標として、公共水路や公園への年間防除薬剤定期散布回数を新たに設定いたしました。 (措置済み) 第8期実施計画において、主たる事業活動である定期薬剤散布に係る成果指標(アウトカム指標)として、環境衛生防疫業務の対象である、蚊・ハエ等に関する市民からの苦情・相談件数を新たに設定することとしております。	第7期実施計画において、定期薬剤散布に係る活動指標として、公共水路や公園への年間防除薬剤定期散布回数を新たに設定いたしました。 (措置済み) 第8期実施計画において、主たる事業活動である定期薬剤散布に係る成果指標(アウトカム指標)として、環境衛生防疫業務の対象である、蚊・ハエ等に関する市民からの苦情・相談件数を新たに設定いたしました。 (措置済み)

【平成28年度】外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する結果

(2) 公益財団法人八尾市国際交流センター

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	国際交流センター	財務諸表に対する注記について	<p>財務諸表について、実態に沿った次のとおりの注記をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「重要な会計方針」には保有する有価証券の評価方法を記載する。 ・「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の取得価額には固定資産を取得したときの価額を記載する。 ・「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の当期末残高は、翌期に繰越すものがない場合にはゼロとする。 	<p>平成 28 年度決算において、「財務諸表に対する注記」の記載内容を以下のとおりとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「重要な会計方針」には保有する有価証券の評価方法を記載する。 ・「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の当期末残高は、翌期に繰越すものがない場合にはゼロとする。 <p>(措置済み)</p> <p>なお、「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の取得価額については、平成 29 年度決算より、固定資産を取得したときの価額を記載する予定です。</p>	<p>平成 28 年度決算において、「財務諸表に対する注記」の記載内容を以下のとおりとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「重要な会計方針」には保有する有価証券の評価方法を記載する。 ・「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の当期末残高は、翌期に繰越すものがない場合にはゼロとする。 <p>(措置済み)</p> <p>なお、「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の取得価額については、平成 29 年度決算より、固定資産を取得したときの価額を記載いたしました。</p> <p>(措置済み)</p>

(5) 公益社団法人八尾市シルバー人材センター

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	シルバー人材センター	退職給付引当金の計上不足について	<p>退職給付引当金について、要支給額の多寡に関わらず平成 24 年度より毎年度 2,000 千円の退職給付引当金の積み増しを行っており、平成 27 年度決算においては要支給額(退職金共済給付額控除後) 30,407 千円に対して、退職給付引当金は 8,000 千円しか計上されていない。</p> <p>財務諸表の注記に記載している退職給付引当金の計上方法に従い、要支給額(退職金共済給付額控除後)を退職給付引当金として計上すべきである。</p>	<p>財務諸表の注記に記載している退職給付引当金の計上方法に従い、平成 29 年度決算において要支給額と同額の退職給付引当金を計上する予定です。</p>	<p>財務諸表の注記に記載している退職給付引当金の計上方法に従い、平成 29 年度決算において要支給額と同額の退職給付引当金を計上し、定時総会にて承認されました。</p> <p>(措置済み)</p>

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 市に対する全般的意見

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	行政改革課	外郭団体の定義のさらなる明確化について	<p>外郭団体の定義として、市は「設立について市が主体的に関与したもので、市の出資または補助金の交付による財政的関与、または市職員の派遣による人的関与を行っている公益認定法人(公益財団法人・公益社団法人)、一般法人(一般財団法人・一般社団法人)、株式会社等」としている。</p> <p>将来的に市本体の財政に及ぼす影響を考慮し、ま</p>	<p>現在、外郭団体に対する市の関与のあり方に関する考え方を整理しており、その中で、外郭団体の定義の明確化に向けた検討を進めているところです。</p>	<p>平成 30 年 3 月に「外郭団体への関与のあり方について」を策定し、外郭団体の定義として、 『①市の出資比率が4分の1以上である公益法人、一般法人、株式会社等。 ②①に該当しないものであっても、設立について市が主体的に関与したものであり、市の出資または補助金の交付による財政的関与、または市</p>

			<p>ず、①「設立について市が主体的に関与したもの」かどうかで判定し、主体的に関与しなくても②「市の出資」が一定割合を超えるものかどうかで判定する、といった外郭団体の定義の適用に関するフローを明確化すべきである。</p> <p>また、財政的関与や人的関与については量的基準が明確ではなく、その設定も困難であるため、財政的関与や人的関与がある団体のうち「特に指導・監督が必要な団体」については外郭団体とするような定義の改定を検討されたい。</p>		<p>職員の派遣による人的関与の点から、特に指導・監督が必要な公益法人、一般法人、株式会社等。』と定めました。</p> <p>(措置済み)</p>
2	行政改革課	所管課のモニタリング状況の確認について	<p>外郭団体の経営状況や財政状態に対するモニタリングは所管課が実施しているが、庁内連絡調整会議等において、所管課がモニタリングの実施状況の報告を行い、所管課の外郭団体に対するモニタリングが有効に機能しているかを行政改革課が確認することを検討されたい。</p>	<p>所管課の外郭団体に対するモニタリングの仕組みの構築とともに、モニタリングが有効に機能しているかを確認する手法について検討を進めているところ。</p>	<p>平成30年3月に「外郭団体への関与のあり方について」を策定し、モニタリングの仕組みを構築したところ。</p> <p>5年毎に行う総点検では、まず所管課がチェックシートを用いて外郭団体に対して評価を行い、その内容を元に、所管課と行政改革課が協議の上で対応方針案を作成するという実施フローとしています。対応方針案を作成する協議の際、所管課の評価内容が適切なものとなっているか等、行政改革課として確認しながら、モニタリングが有効に機能するよう仕組みを運用してまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
3	行政改革課 所管課	モニタリングにおけるチェックリストの活用について	<p>外郭団体に対する所管課のモニタリングの方法についてチェックリスト等はなく、どのような視点で外郭団体の運営や財政状態をモニタリングしているのかについても明確ではない。</p> <p>市が平成14年に策定した「外郭団体の見直し方策」では、所管部(課)用と企画調整部(行政改革課)用のチェックリストが作成されているが、外郭団体の必要性やあり方は時代に応じて移り変わるものであり、適宜チェックすることが必要である。</p> <p>新たに現状に合う形でチェックリストを更新し、所管課の外郭団体のモニタリングや次の行財政改革プログラム等の見直しに活用すべきである。</p>	<p>現在、外郭団体に対する市の関与のあり方に関する考え方を整理しており、その中で、外郭団体の運営や財政状態をモニタリングする仕組みの構築について検討を進めているところ。</p>	<p>平成30年3月に「外郭団体への関与のあり方について」を策定し、外郭団体の運営や財政状態をモニタリングする仕組みとして、新たにチェックリストを作成しました。</p> <p>今後は、作成したチェックリストを活用し、モニタリングを実施するとともに、チェックリストの項目については適宜見直しを行い、活用してまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
4	行政改革課 所管課	情報公開資料の公開遅れと各団体の決算書との不整合について	<p>情報公開資料の会計数値について、各外郭団体の決算書との不整合がある団体(社会福祉協議会、八尾シテイネット)や外郭団体の情報公開資料で補助金や委託料の内容が記載されていない等内容が不十分な団体(やおコミュニティ放送、国際交流センター)があった。また、現在の情報公開資料の様式では指定管理料の記載箇所がないため、指定管理者となっている全ての外郭団体でその金額が記載されていない。</p> <p>市は所管課のモニタリング機能や決算書の分析能力を向上させるため、公認会計士や税理士等の会</p>	<p>平成29年9月市議会終了後、ただちに情報公開資料を市の外郭団体に関するホームページにアップするよう所管課へ周知を行い、ただちにアップされていることを行政改革課が確認いたしました。今後も同様に運用してまいります。</p> <p>(措置済み)</p> <p>現在、所管課の外郭団体に対するモニタリングの仕組みの構築について検討を進めているところ。その中で、所管課のモニタリング機能や決算書の分析能力を向上させるための取り組</p>	<p>平成29年9月市議会終了後、ただちに情報公開資料を市の外郭団体に関するホームページにアップするよう所管課へ周知を行い、ただちにアップされていることを行政改革課が確認いたしました。今後も同様に運用してまいります。</p> <p>(措置済み)</p> <p>情報公開資料の様式については、指定管理料の記載箇所を作成したうえで、庁内連絡調整会議において所管課へ周知を行いました。</p> <p>また、所管課職員を対象とし、各外郭団体の決</p>

			<p>計専門家を活用し、各外郭団体の決算書の見方や分析方法について所管課職員を対象に研修を行うことを検討されたい。</p> <p>また、行政改革課においては外郭団体の記載内容の統一化をさらに進めるとともに、所管課においては情報公開資料の充実を自ら積極的に行い、9月市議会終了後、ただちに情報公開資料を市の外郭団体に関するホームページにアップする運用を徹底すべきである。</p>	<p>みや、外郭団体の記載内容の統一化を進めるための手法についても、検討を進めてまいります。</p>	<p>算書の見方や分析方法についての研修を実施しました。今後、研修内容を踏まえ、所管課において情報公開資料の充実に取り組み、記載内容については行政改革課で確認を行ったうえで統一化に取り組んでまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
--	--	--	--	--	--

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する意見

(3) 公益財団法人八尾市文化振興事業団

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
5	生涯学習スポーツ課 行政改革課	指定管理施設の業績評価結果の活用の改善について	<p>毎年度、所管課はモニタリングチェックシートに基づいて指定管理者のモニタリングを実施しているが、その効果を高めるために、モニタリングチェックシートにはチェック後の対応欄を設けるべきである。</p> <p>また、モニタリング実施後には評価結果について指定管理者と協議しているが、生涯学習スポーツ課では協議結果を残していないため、協議結果を記録することで、後日結果を振り返り、業務に活用できるようにすべきである。</p>	<p>H30.1.20 までの取り組み等では、平成 29 年度から協議結果を記録するように事務を改めました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>モニタリングチェックシートについては、モニタリングの効果を高めるために、チェック後の対応欄を設けるよう、所管課に周知を行う予定です。</p>	<p>H30.7.20 までの取り組み等では、平成 29 年度から協議結果を記録するように事務を改めました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>モニタリングチェックシートについては、チェック後の対応欄を設けました。</p> <p>(措置済み)</p>

(4) 社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
6	地域福祉政策課	運営費補助金の算定について	<p>運営費補助金について、他の事業で確保した人件費を考慮したうえで、最低限必要な金額を算定しているとのことであるが、一方で社会福祉協議会は運営費積立金を 52 百万円積み立てており、一概に厳しい財政運営を強いられているとは断定できない状況である。</p> <p>社会福祉協議会によると、「運営費積立金は会員からの会費を原資としており、市費は投入されていない。積立金は、行政予算やサービス・制度だけでは手が届かない地域課題の解決に向けて、独自の地域貢献事業の展開などを行うために積み立てている」とのことではあるが、会費は一般的に、人件費等の運営費に充てるものとして会員から徴収するものである。また、運営費積立金については、その積立目的や使用計画を明確化することにより、取崩可能な部分が生じ、現在、運営費積立資産として確保されている資金においても人件費等の運営費に充当できる可能性がある。</p> <p>安定的な運営のために必要な補助を行うべきではあるが、「その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とする地方</p>	<p>H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>運営費積立金については、社会福祉協議会の自主事業を拡大していく中で積み上げているものであり、運営費補助金の今後の支出については、当該法人と協議を行い、検討を進めているところだ。</p>	<p>H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>運営費積立金については、社会福祉協議会が今後自主事業を拡大していく中で積み上げているものであり、運営費補助金については、従来の当該補助金の運用手法を見直し、他の事業と切り離した上で、管理職分の人件費を支援する内容とするよう要綱を改正しました。</p> <p>(措置済み)</p>

			自治法第2条第 14 項の趣旨に則って行われるべきであり、単年度の収支だけでなく、積立金等財政状態の中味も吟味したうえで、適切な補助金額を算定すべきである。		
7	地域福祉政策課	老人センターでの入浴事業の見直しについて	<p>老人センターでの入浴事業は、社会福祉会館の指定管理事業の一部として実施されているものであるが、事業実施状況について適宜モニタリングを実施し、当初の協定書に記載されている事業であっても、利用者目線あるいは3E(経済性、効率性、有効性)の観点から検討を行うべきである。</p> <p>当該事業を存続させるのであれば、高齢者が対象であり、浴場という事故が生じやすい環境にあることから、不測の事態に備えて、看護師や介護士等専門職の配置を義務付けるべきである。</p> <p>あるいは、利用状況が悪化していることに加え、浴場施設が老朽化し、修繕に必要な部品も手に入れない状況であることから、事業の廃止も視野に検討されたい。</p>	当該事業の利用状況・運営状況について、指定管理者である社会福祉協議会に確認し、把握するとともに、今後の方向性について検討を進めています。	当該事業の利用状況・運営状況について、指定管理者である社会福祉協議会に確認し、今後の方向性について検討した結果、次回の指定管理期間が開始する平成 31 年度より休止することを決定いたしました。 (措置済み)

(5) 公益社団法人八尾市シルバー人材センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
8	シルバー人材センター	事業報告における事業の実施状況の開示について	<p>市や会員等の利害関係者へ各年度事業の実施状況を適切に報告するため、会員数、契約金額、就業率について年度ごとの数値目標の達成状況を事業報告で開示することを検討されたい。</p> <p>また、事業報告の「2. 主な行事の開催状況」については備考欄等に、参加者数を記載できる事業については、参加者数を記載することが望まれる。</p>	<p>H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>事業報告の「2. 主な行事の開催状況」については、平成 28 年度分より、可能な範囲で備考欄に参加者数を記載いたしました。 (措置済み)</p> <p>年度ごとの数値目標の達成状況については、平成 29 年度事業報告に記載する予定です。</p>	<p>H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>事業報告の「2. 主な行事の開催状況」については、平成 28 年度分より、可能な範囲で備考欄に参加者数を記載いたしました。 (措置済み)</p> <p>年度ごとの数値目標の達成状況については、平成 29 年度事業報告に第 4 次中長期計画の数値目標に対する達成度を記載しました。 (措置済み)</p>
9	シルバー人材センター	理事会への監事の出席について	<p>監事2名のうち1名については、平成 27 年度に開催された4回の理事会のうち1回のみ出席となり、平成 26 年度に開催された5回の理事会については一度も出席していない。</p> <p>「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 101 条第 1 項では、「監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない」とされている。理事の職務の執行を監査するという監事の役割に鑑み、事業の実施状況等の適時のモニタリングを可能とするため、監事の理事会へ出席頻度を向上するよう日程調整等の対策を検討すべきである。</p>	<p>H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>理事の職務の執行を監査するという監事の役割に鑑み、監事2名の理事会への出席頻度が向上するように、引き続き、日程調整を行ってまいります。</p>	<p>H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>理事の職務の執行を監査するという監事の役割に鑑み、日程調整等を行なった結果、平成 30 年度第 1 回理事会に、監事2名が出席していただいており、今後も監事が理事会に出席できるよう、日程調整に努めてまいります。 (措置済み)</p>

(7) 一般社団法人八尾市観光協会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
10	産業政策課	補助対象経費の明確化と補助金	市は観光協会へ、「一般社団法人八尾市観光協会補助金交付要綱」に基づき(1)協会職員の人件費、	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 平成 29 年度の補助金については、会費収入見込額を補助対象経費額より控除した算定額を	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 平成 29 年度の補助金については、会費収入見込額を補助対象経費額より控除した算定額を

		の見直しについて	<p>(2)事業費、(3)その他市長が必要と認めた経費を補助対象経費として補助割合 100%で補助金を交付しているが、交付要綱においては、補助対象経費の範囲が事業費及び運営費ごとに明確にされていない。</p> <p>今後の補助金のあり方を検討するために、交付要綱において事業費及び運営費ごとに補助対象経費の範囲を明確にすることが必要である。これは事業費及び運営費ごとに必要な補助を行うとともに、将来的に会員数の増加や自主事業の増加による観光協会経営の安定化に伴い運営費の補助割合を見直すことで、自立的な経営を促すためである。</p> <p>また、現状として、毎年度会費による収入分程度の利益剰余金が増加している中で、人件費等の運営費について補助割合 100%で補助金を交付し続けることは疑問であるため、会費相当額を補助対象経費額より控除して交付額を算定することを検討されたい。</p>	<p>交付いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、補助対象経費の範囲を明確にするため、補助金交付要綱を改正することとしており、他の法人等の要綱を参考にしながら、協議しているところです。</p>	<p>交付いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、平成 30 年 4 月 1 日に事業費及び運営費ごとに補助対象経費の範囲を明確にするため、補助金交付要綱を改正しました。</p> <p>(措置済み)</p>
11	観光協会	委託契約の契約先事業者の選定について	<p>市観光協会季刊誌「Yaomania」の発刊委託業務について、法人設立当初より継続的に随意契約で同一事業者が発注されているが、随意契約は、競争入札やプロポーザルを実施した場合と比較し委託料が高額になっているおそれがある。</p> <p>そのため、大阪府の観光ネットワーク会議や他自治体との連携により、他市における同様の事業を実施している事業者及び委託料について情報収集を行い、委託額がそれらと比較し高額なものとなっていないか確認されたい。</p> <p>また、5年程度経過した際には競争入札やプロポーザルを実施するなど、将来的に事業者の選定方法の見直しを検討されたい。</p>	<p>季刊誌「Yaomania」について、他市における同様の事業がないか、情報収集を進めております。</p> <p>また、事業者の選定方法の見直しについては、平成 33 年度からの新たな観光振興プランに合わせて行うよう検討しておりましたが、今般、委託料、誌面構成、発行部数等について見直しを行い、平成 30 年度からリニューアルすることとなったため、その際にプロポーザルにより事業者を選定するよう検討しております。</p>	<p>季刊誌「Yaomania」について、他事業者等から情報収集を行ったうえで、プロポーザルにより新たな事業者を選定しました。</p> <p>今後も同様に、情報収集を行いつつ、適宜、選定方法の見直しを行ったうえで、事業者の選定を行ってまいります。</p> <p>(措置済み)</p>

(8) 公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
12	共済センター	事業報告書における記載の充実について	<p>市や会員等の利害関係者へ当年度の事業の実施状況についてより有用な情報を提供するため、事業報告書に記載している事業の実績件数、人数等のうち前年度比較ができるものについては、前年度比較で記載することを検討されたい。</p> <p>また、脳ドックの利用者数については、但書で人間ドックの中には脳ドックの利用者6名が含まれている旨を記載する等、その利用があったことを明確にすることが望まれる。</p>	<p>H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>脳ドックの利用者数については、平成 28 年度事業報告書・決算書において、「(2)健康管理事業 ①人間ドック・健診の助成」において、人間ドックの利用者に重複利用者が含まれる旨、枠外に記載いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>理事会・評議員会においては、事業報告の際、事業の実績件数や人数等、前年度比較できるものについては口頭で前年度実績についても報告しておりましたが、より明確となるよう、平成 29 年度の事業報告時より、前年度の実績を記載した参考資料を合わせて配付してまいりま</p>	<p>H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>脳ドックの利用者数については、平成 28 年度事業報告書・決算書において、「(2)健康管理事業 ①人間ドック・健診の助成」において、人間ドックの利用者に重複利用者が含まれる旨、枠外に記載いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>平成 29 年度の事業報告時より、前年度の実績を記載した参考資料を配付しており、今後も同様に対応してまいります。</p> <p>(措置済み)</p>

13	共済センター	正味財産増減計算書における補助金の区分について	補助金の実績報告における管理費は人件費と運営経費に区分されており、正味財産増減計算書において、この人件費部分を「管理費補助金」、運営経費部分を「事業管理費補助金」として計上しているため、正味財産増減計算書内で、不整合となっている。 正味財産増減計算書における補助金の区分については、補助対象経費のうち管理費に対する補助額を「管理費補助金」、事業費に対する補助額を「事業管理費補助金」とすることで、補助対象経費の管理費と事業費の区分との整合性を図るべきである。	す。 正味財産増減計算書における補助金の区分については、平成 29 年度分より、「八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金交付要綱」の規定に合わせて、補助対象経費のうち管理費に対する補助額を「管理費補助金」、事業費に対する補助額を「事業管理費補助金」とすることにより、補助対象経費の管理費と事業費の区分との整合性を図れるようにする予定です。	正味財産増減計算書における補助金の区分については、平成 29 年度分より、「八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金交付要綱」の規定に合わせて、補助対象経費のうち管理費に対する補助額を「管理費補助金」、事業費に対する補助額を「事業管理費補助金」とすることにより、補助対象経費の管理費と事業費の区分との整合性を図りました。 (措置済み)
----	--------	-------------------------	--	--	--

(9) 八尾シティネット株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
14	八尾シティネット	随意契約時の相見積の未実施について	直営の近鉄山本駅中央自転車駐車場及び地下鉄八尾南駅自転車駐車場の管理業務を外部の事業者へ委託しているが、当該事業者との契約締結に関しては、近年では、相見積を実施せずに随意契約を実施している。 平成 27 年度の損益計算書上の自転車駐車場管理業務に関する委託料は 106,383 千円であり、販売費及び一般管理費 293,568 千円に占める割合は 36.2%と最も大きくなっているため、委託料が高額になっていないかを検証することは重要と考えられる。 したがって、他の自転車駐車場管理事業を実施している事業者及び委託料について情報収集を行うとともに、現在の委託料が他と比較し高額なものとなっていないか適時に相見積を入手すべきである。また、随意契約に関する規程の見直しも検討されたい。	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 随意契約に関する規程について見直しの検討を行いました。現行の規程が妥当であると判断いたしました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、法人としての判断により、対応方針を確定) 平成 30 年度、自転車駐車場の管理業務を外部委託する際に、他社の見積も入手し、委託内容や委託料等について精査し契約を行ってまいります。	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 随意契約に関する規程について見直しの検討を行いました。現行の規程が妥当であると判断いたしました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、法人としての判断により、対応方針を確定) 平成 30 年度、自転車駐車場の管理業務を外部委託する際に、複数の事業者から情報収集を行い、また、他の類似事業との比較を実施することにより、委託料が適正であるかについて検証を行いました。 今後についても、引き続き情報収集を行い、適切な契約締結を実施してまいります。 (措置済み)
15	八尾シティネット	固定資産の現物調査の必要性について	自転車駐車場の設備や備品等有形固定資産の定期的な現物調査を実施しない場合、除売却や廃棄等により既に団体が所有していない資産が貸借対照表に計上されたままになり、資産が過大に表示されるおそれがあることから、実態を反映した適切な財務諸表を作成するために、定期的な現物調査を実施すべきである。具体的には、年に1回の各自転車駐車場の視察に併せて、固定資産台帳に基づき現物調査を実施することを検討されたい。	平成 29 年度より、各自転車駐車場の視察等の機会にあわせ、固定資産台帳に基づく現物調査を定期的実施することとしております。 平成 29 年度におきましては、決算にあわせて、現物調査を実施する予定です。	平成 29 年度におきましては、決算にあわせて、固定資産台帳に基づく現物調査を実施いたしました。 平成 30 年度以降も、各自転車駐車場の視察等の機会にあわせ、固定資産台帳に基づく現物調査を定期的実施してまいります。 (措置済み)

【平成29年度】税務事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

(2) 法人市民税

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	市民税課	減免申請書への明確な根拠の記載について	<p>法人市民税の減免を受けるためには、法人市民税減免申請書を提出し、市から認められる必要がある。減免対象法人は八尾市市税条例第 44 条に定められている。</p> <p>減免申請書を閲覧し、その内容又は認めた市の判断の状況について検討した結果、一部の法人について、添付されている損益計算書(公益法人の場合は正味財産増減計算書、特定非営利活動法人の場合は活動計算書)から収益事業を営んでいるかのような勘定科目が散見された。この点、「法人税法では『継続して事業場を設けて行われるもの』(法人税法第2条第 13 項、法人税法施行令第5条第1号)を収益事業としているが、今回のケースはいわゆるバザーの収入であるため、継続性はなく、収益事業にはあたらない、と判断している。」との回答を得ている。</p> <p>しかし、市から申請者に確認した内容が「法人市民税減免申請書」の「申請の理由」欄をはじめどこにも記載されておらず、また、添付の決算書にも記載されていないかった。</p> <p>減免申請を認めるにあたって、収益事業と思われる内容が含まれている場合には「法人市民税減免申請書」あるいは添付の決算書にその内容と減免を認めるにあたっての根拠を明確に記載すべきである。</p>		<p>減免申請書に市確認欄を設け、添付の損益計算書等に収益事業と思われる内容が含まれている場合は、聞き取りや資料の提出を求めることで確認を行い、確認内容と収益事業に当たらないと判断した理由を明記することとした。</p> <p>(措置済み)</p>

(3) 固定資産税・都市計画税

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	資産税課	償却資産に係る申告書の賦課期日前提出について	<p>償却資産に係る申告書綴りについてサンプル検証を実施したところ、平成 28 年度の申告について前年の 12 月に申告書が提出されており、残り1か月程度において資産状況に変更がないことを口頭で確認しただけで受け付けている事例が発見された。</p> <p>しかし、実際に 12 月中に償却資産の異動があるか否かについて追跡調査を行っていないため確証は得られておらず、申告内容と実際の資産状況が相違する可能性もある。したがって、賦課期日である1月1日より前に提出された申告書については所有者へ1月1日以後に提出するよう説明したうえで返却し、受け付けるべきではない。</p>		<p>平成 30 年度償却資産申告書の受付より、12 月中旬に提出にいられた所有者へは賦課期日(1月1日)においての資産の所有状況について申告いただく必要がある旨を十分に説明し、賦課期日以降に申告書を受け付けるように改めました。</p> <p>(措置済み)</p>

(8) 滞納整理事務

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	納税課	延滞金減免時の事実関係の把握について	<p>延滞金の減免にあたり、減免の要件を満たしているかどうかの事実関係が不明瞭なまま減免を認めた事案が1件発見された。</p> <p>延滞金は期限内に納税している納税者との公平性を図るものであるため、減免するにあたっては要件を満たしているか事実関係を把握したうえで適切に判断する必要がある。</p>		<p>延滞金の取扱いについては、納期内納付を行った納税者との公平性を図るため、減免にあたっては、従前より、管理職員の決裁の上で実施していましたが、延滞金減免要領に規定する要件に合致しているか、事実関係の確認を行うよう改めて事務担当職員へ周知徹底を図るとともに、管理職員をはじめとした決裁過程での確認を引き続き行ってまいります。</p> <p>(措置済み)</p>

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(2) 法人市民税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	市民税課	法人市民税の申告書未提出法人への対応とその後のフォローアップについて	<p>法人市民税は、対象法人が事業年度末から2か月以内に確定申告書を提出し、法人税割額及び均等割額を合計した金額を納付することとなっている。</p> <p>今回、法人市民税に係る申告書綴りについて、サンプル検証を実施したところ、当該年度の申告について、事業年度末から2か月を超えて提出されている事例が発見された。</p> <p>より早期に課税客体を捕捉するため、未申告法人に申告書を提出し納税してもらえようフォローアップを行っていくことが、未申告法人への納税意識を高めること、ひいては課税漏れを防止することにつながるものと考えられる。</p> <p>課税の公平性や課税漏れの防止という観点から、未申告法人へのフォローアップ頻度を高めることを検討されたい。</p>		<p>納税意識を高め、課税漏れを防止するため、未申告法人に対する申告を促す通知を月に1回の頻度で行い、フォローアップの頻度を高める運用へ変更いたしました。</p> <p>(措置済み)</p>

(3) 固定資産税・都市計画税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	資産税課	償却資産に係る申告書の提出期限後の提出について	<p>固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月31日までに1月1日現在における償却資産の所有状況について、申告する義務がある。</p> <p>今回、償却資産に係る申告書綴りについて、サンプル検証を実施したところ、平成28年度の申告について、1月31日を超えて提出されている事例が発見された。</p> <p>所有者の中には自身が経営している事業所の決算月に合わせて申告してくる者もいるため、意図的な</p>		<p>償却資産に係る申告書の提出期限につきましては、市政だより、ホームページ、ポスター等により周知を行ってまいりました。</p> <p>また、申告書送付時に同封する「申告の手引き」にも提出期限及び市税条例に基づく過料について引き続き言及するとともに、期限を過ぎて窓口へ提出にいられた場合は、期限内提出について注意喚起を行ってまいります。また、郵送での提出の場合で、申告書控えを返送する際に</p>

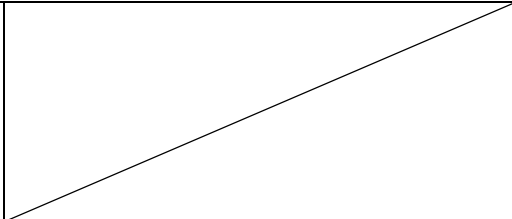
			場合は、八尾市市税条例第 81 条に基づく過料の対象になり得る旨を伝達し、期限を厳守するように改善を促す必要がある。		は、期限内提出に関する文書を同封するように改めました。 (措置済み)
3	資産税課	償却資産に係る 実地調査の充実 について	<p>地方税法第 408 条に基づく実地調査について、市においては固定資産税のうち土地・家屋を主要な対象として実施している。償却資産(機械や工具・器具・備品等)については、新築家屋の立入調査と大規模事業者に対する家屋調査の際に担当者が随行し、家屋に係る立入調査と合わせて実施している。しかし、大規模事業者以外の事業者については、新築後の立入調査を行っていないため、新築後の各年度において申告内容と実際の償却資産の所有状況に相違があったとしても確かめることが出来ない状況にある。</p> <p>課税漏れや課税誤りを防止する観点で八尾市行財政改革行動計画(平成 28 年度～平成 32 年度)でも課税客体の捕捉強化として掲げられていることに鑑み、家屋を新築した事業者及び大規模事業者以外に立入調査の対象を拡げることが望ましい。</p>		<p>課税客体の捕捉につきましては、法人市民税設立届等による新規捕捉調査及び地方税法第 354 条の 2 に基づく所得税及び法人税の閲覧資料を参考に、申告内容と所有状況に差異がないかについて確認を行っております。差異がある事業者につきましては、国税資料の提出を求め、必要に応じて立入調査を実施する等、公平、適正な課税のため、実地調査の対象を拡大し、実施いたしました。</p> <p>(措置済み)</p>
4	資産税課	eLTAXと償却資産に係る固定資産税システムの連携について	<p>現状、所有者よりeLTAX(エルタックス)を通じて申告がなされた際には、市において内容をチェックしたのち、申告データを市で管理している固定資産税管理システムに入力して申告情報の登録を行っている。</p> <p>この点、市は地方税電子化協議会に対して、償却資産に係る電子申告について、eLTAXで申告された償却資産データが各自治体の固定資産税管理システムに自動取込みされるよう、eLTAXの仕様変更、資産コード設定の仕組みづくり等を検討するように申し入れする必要がある。当該取組みにより、電子申告に伴い各自治体で発生するデータ突合・確認作業、および各自治体が管理している固定資産税管理システムへの入力、登録作業等が大幅に軽減されるため、職員は削減された時間を課税客体の捕捉等、他業務に振り向けられるものと考えられる。</p>		<p>国において、法人税と固定資産税の申告時期を合わせ、将来的には一括電子申告を実現させるための償却資産申告時期の見直しが行われております。</p> <p>そのための環境整備を進めるにあたり、eLTAX から基幹システムへデータがスムーズに連携されるような仕様等、事務作業の軽減が図られ、事務の効率化に資するシステムとなるよう、地方税電子化協議会及び国等により検討が行われることとなりました。本市においても、今後国の検討内容を注視しつつ、必要に応じて、申し入れ等の対応を行ってまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
5	資産税課	税務署保有情報の閲覧方法の効率化について	<p>地方税法第 354 条の 2 において、固定資産税の課税に必要な関係書類の閲覧について、市町村から請求があった場合には、国はこれに対応する必要がある旨が定められている。当該定めに基づき、国税庁が保有する情報について、市の担当者が資料閲覧請求を行い、税務署まで出向いて資料を閲覧している。</p> <p>平成 23 年 1 月から eLTAX を通じた国税連携の運用が開始されており、国税庁が持つ所得税確定申告</p>		<p>国において、法人税と固定資産税の申告時期を合わせ、将来的には一括電子申告を実現させるための償却資産申告時期の見直しが行われております。</p> <p>一括電子申告では、固定資産台帳の提出により、法人税申告及び複数地方団体への償却資産の申告が可能となるイメージとなっております。国の一括電子申告のシステム構築にあたり、税務署閲覧方法及び実地調査の効率化を</p>

			データについては、eLTAXを通じて各自治体に送付されており、自治体側では請求、資料閲覧のための訪問、記録等の負担が削減されている。このような効果が見込まれることから、市は国に対して、適用対象を拡大し、固定資産税の関係書類についても、所得税確定申告データと同様に、eLTAXを通じた国税連携を図ることを検討するように申し入れする必要がある。		図るため、新たなシステム構築において、固定資産台帳データを共有できるシステムとなるよう大阪府を通して国へ要望を行いました。 (措置済み)
--	--	--	--	--	--

(8) 滞納整理事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
6	納税課	経過記録の保管について	納税交渉にあたっては過年度の経過を把握しておくことも肝要である。そのため、滞納が長期化した案件や滞納を繰り返している案件等、業務上、過去の交渉経過の閲覧を必要とする案件については、過去の経過記録を現在の市税管理システムに再入力する措置等を図り、過去の記録についても直近の記録と一括して保管するべきである。		業務上、過去の交渉経過について閲覧を必要とする案件については、過去の経過記録を現在の市税管理システムに再入力いたしました。 今後、新たな案件が発生した場合には、随時市税管理システムへの再入力を行います。 (措置済み)
7	納税課	状況に応じた納税交渉の実施の判断について	滞納整理にあたり、滞納者と全く接触せずに執行停止を行い、その後不納欠損となった事案が1件発見された。 市の滞納整理事務の運用方針としては、基本的に文書催告を中心としており、滞納案件全件について滞納者本人と接触し、納税交渉を行うことは想定していない。 ただし、市の「事務処理要領 5. 滞納処分停止認定要領」第6条には、無財産として執行停止を行う場合には必要に応じて臨場調査を行うことが定められている。また、滞納整理事務において、実際に滞納者と接触することは、交渉により滞納者の納税意識を高めて自主納付を促すことや滞納者の現状を把握することにつながるため、重要であると考えられる。 そのため、今後、状況に応じて同様の事案等の場合には滞納者と接触して納税交渉を行うとともに、現状把握を行った上で執行停止を行うことを検討されたい。		無財産として執行停止を行う場合は、事案の内容や滞納金額を踏まえて、必要に応じて臨場調査を行うこととし、また、臨場調査案件で納税の交渉が効果的であると判断した場合は、滞納者本人と納税の交渉を行うことといたしました。 今後は、状況に応じて、事案の選定と調査期間をもうけて、集中的な臨場調査を行い、滞納者の生活実態を把握した中で、執行停止の検討を行うことといたしました。 (措置済み)
8	納税課	分納期間の短縮化について	地方税法第15条第2項及び第3項並びに同第15条の5第1項及び第3項では、徴収猶予及び換価の猶予を行う場合、その期間は原則1年以内でやむを得ない場合でも2年以内とすることが定められている。また、市が定める「事務処理要領 2. 分納の取扱いについて」でも、分納期間は最初の分納期間を含め2年を限度とするように指導するとの定めがあ		分納期間については、従前より、2年を限度とするよう所属内で徹底して取り組んでまいりましたが、差押すべき財産が不明で、かつ、滞納額に対して分納金額が少額であることにより、やむを得ず分納期間が長期におよぶ案件については、市税の公平性を十分に考慮したうえで、分納の長期化による徴税コストと事務の効率化

			<p>る。</p> <p>しかし、分納中の事案のうち、分納期間が2年超の長期に渡るものが散見された。</p> <p>滞納者の状況によっては、結果的に分納期間が2年を超えることもやむを得ない場合がある。しかし、一般に回収期間は長期になるほど回収可能性が低くなる。また、長期に渡る分納は延滞金負担がその分重くなるとともに、徴税コストも増すことになる。</p> <p>そのため、差押可能な財産が判明しておらず、かつ、滞納額に対して分納額があまりにも少額となるような場合については、執行停止を検討するなど、可能な限り分納期間を短期とすることが望まれる。</p>		<p>の観点も踏まえつつ、必要な場合は執行停止も検討するなどにより、可能な限り分納期間の短縮を図ってまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
9	納税課	滞納者の状況把握の徹底について	<p>滞納者の収支や財産の状況が詳細に把握されていないまま分納を認めた事案が発見された。</p> <p>市税の納付は納期限までに一括で行うことが原則であり、分納は期限内に納付を行うことができない一定の事由がある場合に例外的に認めるものである。分納を認める一定の事由がない場合には滞納処分を行い、強制徴収をする必要がある。また、分納を認める場合であっても、長期に渡る分納は避け、滞納者の資力に応じたできるだけ短期の分納期間とする必要がある。徴収の公平性の観点から、分納を認める際には滞納者の状況を詳細に把握し、滞納者の資力等に応じた額での分納を認めることが肝要である。</p>		<p>納税相談業務で、滞納者の生活実態の詳細な内容と状況を聞き取るとともに、折衝内容を詳細に記録し、納付資力に変化がある場合は、財産について再調査を行い、調査結果に基づき納付資力に応じた滞納整理を行いました。</p> <p>なお、課内主催の研修や納税事務会議の中で、滞納者の状況把握について、徴税吏員に更なる意識づけを行いました。</p> <p>(措置済み)</p>
10	納税課	執行停止後の資力回復の確認方法等の明文化について	<p>市では、執行停止後の滞納者の資力の状況の確認として、毎年度末に滞納者の状況に著変動があったものに対して、財産調査等を実施している。滞納者の状況の著変動事由としては、特別徴収への切替え、他市転出、固定資産税の発生を想定しており、毎年度確認項目を担当者間で共有している。ただし、これらは明文化されていない。</p> <p>執行停止後の資力の回復の確認にあたって、いつ、どのように確認するかを明文化するべきである。特に執行停止以降の年度について、新たな課税が行われているものについては、資力の回復について注視するべきである。</p>		<p>過去より、執行停止後の資力回復状況確認については、合理的なルールを設けて実施をしていましたが、明文化は行っていないため、課内文書として「執行停止案件再調査について」を作成し、資力回復状況確認方法についての明文化を行いました。</p> <p>(措置済み)</p>
11	納税課	未納延滞金の徴収促進に向けた把握について	<p>法的には延滞金は収入時に調定されることになっており、未納延滞金を把握することは必要ではない。また、現在使用している市税管理システムでは滞納者ごとの延滞金は算定できるものの、延滞金の集計機能がなく、全体として延滞金の年度末残高がいくらかを把握することができていない。</p> <p>しかし、回収の対象とする未納延滞金の総額は、今後の回収の方針決定や進捗管理を行う上で有用</p>		<p>「未納延滞金の把握」の必要性及び効果性について検討を行った結果、未納延滞金の把握にはシステム改修が必須となる点、当システム改修に相当の費用を要する点、把握した延滞金額の数値の活用性が乏しい点等を鑑み、「未納延滞金の把握」を行わないことといたしました。</p> <p>なお、引き続き、原則期限内納付の推進に積極的に取り組んでまいります。</p>

		<p>な情報となると考えられる。 そのため、市が回収すべき債権の総額として、滞納者ごとに計算される延滞金を年度末等一定の時点で集計し、本税とそれら延滞金を合わせた金額を「実質的な収入未済額」として把握することにより、市が回収すべき債権の総額を把握できるようにすることが望まれる。</p>		<p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>
--	--	--	---	--

2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 職員数

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課 行政改革課	(1)定数管理	<p>定員数は減少している一方、条例上の職員定数は2,587人に対し定員外職員(762名)を含めると、3,184人となる。</p> <p>定数外職員は、再任用短時間勤務職員、嘱託員、非常勤嘱託職員、臨時的任用職員と、臨機に対応することができる雇用形態となっている。また、正規の職員に比べ給与水準は低く、人件費を抑えるメリットがある。</p> <p>しかし、定数外職員を雇用することにより職員数が増加すれば、人件費総額は増加し、条例上で定数を定めている趣旨を損ないかねない。</p> <p>定員適正化計画では、定数内職員数の数値目標しか設定されていないが、定数外も含めた職員数管理目標を定めるとともに、定数内及び定数外職員全体の人件費総額の目標を定め、進捗管理を行うよう改めるべきである。</p>	<p>H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、定数外職員も含めた職員数の数値目標を定めることが難しい状況ではありますが、「八尾市行財政改革指針」及び平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、定数外職員を含めたトータルコストを意識しながら、人件費総額抑制についての取り組みの検討を進めております。</p>	<p>H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、定数外職員も含めた職員数の数値目標を定めることが難しい状況ではありますが、「八尾市行財政改革指針」及び平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、定数外職員を含めたトータルコストを意識しながら、人件費総額抑制についての取り組みの検討を進めております。</p>
2	人事課 行政改革課	(2)職員配置	<p>(市長部局)</p> <p>現在、国の方針として4.6%以上の純減目標が掲げられており、八尾市もそれにならって職員配置を行っている。</p> <p>過去における職員配置の方法は、新規事業のために人員増の必要があった場合、それ以外の部に対する一律人員減で対応し人員を増やさない調整が行われている。また、一時的な業務量の増加についてはアルバイトの採用、給与計算等の定型業務はアウトソーシングするなど、条例で定められた定数を超えないように対応している。</p> <p>しかし、本来は現状の人員を前提に職員配置するのではなく、各部局における業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討すべきである。一方で、各部局一律人員削減という手法ではなく、国の方針を踏まえつつ、業務内容や業務量等に応じた適切な人員配置を行なう必要がある。</p> <p>また、それを可能とするための取り組みの一環として、八尾市で行うべき業務を八尾市の正職員が直接行うことが相応しい業務とそれ以外の業務に大別し、後者については業務内容によってアルバイトの雇用や業者へ外部委託する等の方法の一層の促進などを検討</p>	<p>平成29年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用、任期付職員の採用、アウトソーシング等について検討してまいります。</p> <p>また、「八尾市行財政改革指針」及び平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、事業の実施主体と手法の見直しや、組織の適正管理にかかる取り組みを進める中で、業務量の適正化や多様な人材の活用、公民協働の推進等を検討し、適切な職員配置のあり方を検討してまいります。</p>	<p>平成30年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用、任期付職員の採用、アウトソーシング等について検討してまいります。</p> <p>また、「八尾市行財政改革指針」及び平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、事業の実施主体と手法の見直しや、組織の適正管理にかかる取り組みを進める中で、業務量の適正化や多様な人材の活用、公民協働の推進等を検討し、適切な職員配置のあり方を検討してまいります。</p>

		<p>すべきである。</p> <p>事務効率化の観点から「担当制」を導入しているが、現状、大半の課において担当制が導入されていることから、各所属長はメリットが活かされるよう、リーダーシップの発揮が望まれる。</p> <p>さらに、各課長(所属長)には部単位あるいは課単位における事業進捗と正職員及びアルバイトのそれぞれにかかる人件費や委託料等、事業実施のための人件費と代替コストのトータル管理が必要である。</p> <p>一方、制度改正が頻繁に行なわれる部署においては業務量の増加が見込まれるため人員の増加をせざるを得ないが、業務内容によっては費用対効果の観点から当初から職員増で対応するのではなく、臨時職員や外部業者への委託等の検討を行なうことは職員配置を適切にするために必要と考える。</p>	
--	--	--	--

2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	職員課	(1)給料	<p>③技能労務職給料表</p> <p>八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体において、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給料表を作成しており、八尾市においても同様である。</p> <p>八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準について、検討する必要がある。</p>	<p>H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き上げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府内各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>	<p>H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き上げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府内各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>

3. 手当

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	人事課	(1) 期末手当・勤労手当	ア) 勤労手当の支給額の算定方法 勤労手当は、勤務成績に応じて支給するが、勤労手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とし、勤労手当基礎額に72.5/100を乗じて得た額の総額を超えてはならないとされている(再任用職員については別途規定)。実際は、懲戒処分等の処分がされない限り、上限額まで一律に支給がなされ、勤務成績に応じて支給するという勤労手当の趣旨を反映したものとはなっていない。人事評価制度を管理職から順次導入しているが、給料、勤労手当への反映はさせていない。評価結果を勤労手当の支給率に連動させ、職員のモチベーションの向上に努めるべきである。	人事評価については、平成21年度から管理職だけでなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職に実績評価を加え、平成28年度から部長級にも拡大し、職員の人材育成を目的に継続実施しています。勤労手当への反映については、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも引き続き検討を進めております。	人事評価については、平成21年度から管理職だけでなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職に実績評価を加え、平成28年度から部長級にも拡大し、職員の人材育成を目的に継続実施しています。勤労手当への反映については、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも引き続き検討を進めております。

【平成22年度】歳入の執行事務について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

7. 市営住宅使用料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	住宅管理課	共益費の算定について	共益費は要綱に基づいて計算しているが、社団法人日本住宅建設産業協会賃貸管理委員会の賃貸住宅における「共益費」のあり方に関する研究報告書には、共益費として考えられる項目が示されている。この共益費と市の共益費を比較した場合、共益費として収受すべきものを収受していないものが多数ある。市営住宅に居住する住民と市営住宅に居住しない住民の公平性を確保するためにも要綱の改正も視野にいれ検討すべきであると考えます。	平成 20 年度に、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成 21 年度から現在の共益費を徴収しています。その要綱の中で5年毎に共益費対象額の実績を算定して金額を見直すことにしているため、平成 25 年度に検討を行った結果、金額改定を行わないことといたしました。今後は、次回の見直し時期に向け、市営住宅を取り巻く状況の変化等を勘案しながら、費用項目の見直しの検討を行ってまいります。	平成 20 年度に、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成 21 年度から現在の共益費を徴収しています。その要綱の中で5年毎に共益費対象額の実績を算定して金額を見直すことにしているため、平成 25 年度に検討を行った結果、金額改定を行わないこととしたところです。今年度は見直し時期にあたりますが、市営住宅を取り巻く状況の変化等を勘案しながら、費用項目の見直しの検討を行ってまいります。

【平成23年度】教育行政における取組み等について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 学校規模の適正化について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	教育政策課	小規模校の適正化について	小規模校が存在する中で、地理的条件等を考慮して監査人が再編可能であると考えられる学校圏は次のとおりであり、規模の経済を享受しうる方策として検討	高安中学校区における施設一体型小・中学校については、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型	高安中学校区における施設一体型小・中学校については、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型

		<p>すべきである。また、中学校が主体となって地域活動を実施するなどの地域性や、建替よりも建設費用が抑えられるなど効率性の観点から小中一貫校とすることが考えられる。次の2つのモデルでは(Ⅰ地区、Ⅱ地区)、幼稚園及び保育所も再編するモデルを想定している。</p> <table border="1" data-bbox="600 379 1043 719"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>学校園名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">Ⅰ地区</td> <td>A 中学校</td> </tr> <tr> <td>B 小学校</td> </tr> <tr> <td>C 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立幼稚園</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">Ⅱ地区</td> <td>D 中学校</td> </tr> <tr> <td>E 小学校</td> </tr> <tr> <td>F 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立保育所</td> </tr> </tbody> </table> <p>これら2つのモデルケースにおいては、各学校の地域性などは考慮していないため、これらを考慮した学校規模の適正化計画を策定したうえで、関係者間の合意形成を図っていくことが望まれる。</p> <p>なお、各学校園の建物のうち最も古い建物の建築年度の翌年度から起算して60年後に建て替えることを仮定しているが、建替時期は単に築年数で決まるわけではないことにも留意が必要である。</p> <p>2つのモデルケースについて、小規模校のままそれぞれで運営する場合に発生する施設投資額の合計額は21,519百万円に上る。</p>	地区	学校園名	Ⅰ地区	A 中学校	B 小学校	C 小学校	近隣の市立幼稚園	Ⅱ地区	D 中学校	E 小学校	F 小学校	近隣の市立保育所	<p>小・中学校 開校準備会」での検討を受け、新校校舎棟・体育館棟の耐震補強工事及び改修工事等の整備事業を進め、平成 28 年4月に開校いたしました。</p> <p>また、桂中学校区については、平成 26 年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、他の中学校区については、平成22年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら、引き続き検討してまいります。</p>	<p>小・中学校 開校準備会」での検討を受け、新校校舎棟・体育館棟の耐震補強工事及び改修工事等の整備事業を進め、平成 28 年4月に開校いたしました。</p> <p>また、桂中学校区については、平成 26 年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、他の中学校区については、平成22年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら、引き続き検討してまいります。</p>
地区	学校園名															
Ⅰ地区	A 中学校															
	B 小学校															
	C 小学校															
	近隣の市立幼稚園															
Ⅱ地区	D 中学校															
	E 小学校															
	F 小学校															
	近隣の市立保育所															

2. 市立幼稚園の運営について

(5)医療券(診療報酬請求書)について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	学務給食課	医療券使用に係るチェックを実施すべきである	<p>診療報酬の支払については、市に提出された医療券が根拠資料となるが、実際に医療券どおりの診療が行われたかどうかについては何らチェックが実施されておらず、就学援助制度における医療券の比重は高まっているため、適切な管理・監督を実施すべきであると考え。</p> <p>なお、医療券のチェック方法としては以下のような方策が想定される。なお、これらの方策は専門性が高く、個人情報保護への配慮も必要であり、非常に</p>	<p>医療機関別の医療券使用状況の分析結果を踏まえ、関係機関(医療保険者等)への協力依頼を行い、サンプルベースで健康保険のレセプトチェックを行える仕組みの構築に向け検討を行っております。</p> <p>また今後、医療券を使用した診療について、適切に行うよう医療機関に一層の周知を行ってまいります。</p>	<p>医療機関別の医療券使用状況の分析結果を踏まえ、関係機関(医療保険者等)への協力依頼を行い、サンプルベースで健康保険のレセプトチェックを行える仕組みの構築に向け検討を行っております。</p> <p>また今後、医療券を使用した診療について、適切に行うよう医療機関に一層の周知を行ってまいります。</p>

			<p>困難と想定されるため、医療担当部署への実施依頼も検討すべきである。</p> <p>また、すべての医療券や医療機関について、以下のチェックを実施するのではなく、金額的な重要性やリスクを考慮して、サンプルベースで実施することが、費用対効果も勘案した中で現実的な対応と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関別の医療券使用状況の分析 ・ 健康保険のレセプト等関連する書類との照合 ・ 医療機関の視察、医療事務従事者に対する質問 		
--	--	--	--	--	--

【平成26年度】生活保護事業に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 生活保護事業の実施体制

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課	より適切な生活保護事業執行のための体制整備について	<p>大阪府の訪問調査基準回数に準拠した訪問を実施できていない等、人員不足が市の生活保護事業の執行にとって制約となっている。</p> <p>市は、長期的にケースワーカーと査察指導員の増員を、当面は面接指導員やアルバイトの増員等、人員体制の整備を図ることが必要である。</p>	<p>生活福祉課職員を増員してきておりますが、現状では不足している状況です。長期的には採用計画に基づき、適正なケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員やアルバイトの配置を実施し、人員体制の整備を図ってまいります。</p>	<p>生活福祉課職員を増員してきておりますが、現状では不足している状況です。長期的には採用計画に基づき、適正なケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員やアルバイトの配置を実施し、人員体制の整備を図ってまいります。</p>

【平成27年度】市単費事業に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 事務事業の評価の仕組み

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	政策推進課	事務事業の見直し時における有効性の観点からの評価の活用について	<p>事務事業評価の「有効性」の観点における評価基準について、監査対象として抽出した市単費事業については、判断指標としてひとつの活動指標のみで評価しているケースが全 31 事業中、13 事業と多く認められた。有効性を判断するためには、事務事業の中での数々の活動毎にこれらの成果を反映する指標をもって総合的に判断する必要がある。</p> <p>また、市が限られた行政資源を最大限に活用するためには、事業の「選択と集中」、「スクラップ&ビルド」の視点からの事務事業そのものの見直しや効率的・効果的な事業実施手法の見直しが求められる。PDCAサイクルによるマネジメントを強化するためにも代表の活動指標のみでなく、活動の種類毎の活動指標やこれらの成果指標(アウトカム指標)を追加設定し、これらの指標の実績をもって事務事業を評価</p>	<p>平成 29 年 7 月に実施した「実施計画策定等に関する説明会」においても、事務事業の有効性をより適切に判断するための指標見直しの考え方として、代表の活動指標のみでなく、活動の種類毎の活動指標やこれらの成果指標(アウトカム指標)を追加設定する等の検討を行ったうえで指標設定するよう考え方を示し、可能なものについては、追加・変更を行い、その内容について確認を行ったのち、第 8 期実施計画へ反映することとしております。</p>	<p>平成 30 年 7 月に実施いたします「実施計画策定等に関する説明会」においても、事務事業の有効性をより適切に判断するための指標見直しの考え方として、代表の活動指標のみでなく、活動の種類毎の活動指標やこれらの成果指標(アウトカム指標)を追加設定する等の検討を行ったうえで指標設定するよう考え方を示し、可能なものについては、追加・変更を行い、その内容について確認を行ったのち、第 9 期実施計画へ反映することとしております。</p>

			し、事業の実施を検討することが必要である。		
2	政策推進課 行政改革課 財政課	事務事業評価の 次年度以降の予 算への活用につ いて	<p>事務事業の評価と予算との関連については、事業の実態に合致した活動指標、成果指標(アウトカム指標)で事業を評価して、事務事業を継続するか等の見直しを行い、適時にその結果を次年度以降の予算へ反映すべきである。</p> <p>事後評価を踏まえた事前評価及び実施計画策定を実施し、それを予算編成における事業の実施手法の確定に繋げていくことで、実効性のある事務事業の見直しとなる。</p> <p>市の現状をみると、実施計画策定に当たって、各所属に対し重点事業の候補を中心に政策推進課、財政課及び行政改革課による合同ヒアリングを行っているが、重点事業の検討に主眼が置かれ、その他の事業について、事業の効果を検討した上での事務事業そのものの見直しや、歳入との予算バランスを加味した各事業の費用の全体調整が十分になされていないと思われる。</p> <p>合同ヒアリングにおける三者が相互に連携して事業評価の情報を共有し、事務事業の見直しや予算の全体バランス調整を行って、その結果を予算へ反映することを検討されたい。三者の役割や実施事項を明確にし、文書化して、当該仕組みを運用することが望まれる。</p>	<p>平成 29 年度においても、昨年度に引き続き7月に実施した「実施計画策定等に関する説明会」の資料であるマニュアルに、前年度の事後評価内容を踏まえて次年度の事前評価を実施するよう明記いたしました。</p> <p>また、三者の役割について明確化し、政策推進課と財政課との連携については、政策推進課にて実施する施策担当課長対象のヒアリングを通して、前年度の事後評価内容を踏まえた施策構成事務事業の優先順位をつけ、その後、実施する事務事業ヒアリングを財政課と政策推進課の合同で行い、優先度情報を共有するとともに、事務事業の見直しを含めた全事業の方向性を確定したうえで予算編成に繋げ、費用の全体調整を行うこととしました。</p> <p>また、行政改革課は「八尾市行財政改革行動計画」を平成 28 年8月に策定し、着実な進捗管理を行うことで、予算等行政経営資源の確保につなげることとしました。</p> <p>今後も引き続き、これらの役割分担のもと、事務事業評価結果の予算への反映について更なる検討を進めてまいります。</p>	<p>平成 30 年度においても、昨年度に引き続き7月に実施する「実施計画策定等に関する説明会」の資料であるマニュアルに、前年度の事後評価内容を踏まえて次年度の事前評価を実施するよう明記いたします。</p> <p>また、三者の役割について明確化し、政策推進課と財政課との連携については、政策推進課にて実施する施策担当課長対象のヒアリングを通して、前年度の事後評価内容を踏まえた施策構成事務事業の優先順位をつけ、その後、実施する事務事業ヒアリングを財政課と政策推進課の合同で行い、優先度情報を共有するとともに、事務事業の見直しを含めた全事業の方向性を確定したうえで予算編成に繋げ、費用の全体調整を行うこととしております。</p> <p>また、行政改革課は「八尾市行財政改革行動計画」を平成 28 年8月に策定し、着実な進捗管理を行うとともに、平成 30 年2月に新たな行財政改革に関する取り組みを加えた改定版を策定し、行財政改革の推進を行うことで、予算等行政経営資源の確保につなげることとしました。</p> <p>今後も引き続き、これらの役割分担のもと、事務事業評価結果の予算への反映について更なる検討を進めてまいります。</p>
3	政策推進課	事務事業評価に 対するチェック機 能の充実につい て	<p>行政評価をより推進し、効率的・創造的なマネジメントを実施するためには、事後評価についても効果的なチェックが必要である。事務事業要約票の入力漏れ等の形式面はもとより、評価に有意義な指標に基づき、適切な実施計画を立案の上、実績評価が行われているか等の実質面にまで踏み込んだ所属内のチェックレベルを上げる取組みが望まれる。</p>	<p>平成 28 年度事後評価においても、「次の改善につながる行政評価」の観点から、「実効性が高まる行政評価」となる様に各項目の入力に際しては十分留意する運用とし、各所属において決算参考資料としての決裁におけるチェックを徹底いたしました。</p> <p>また、事後評価内容を踏まえ、部局マネジメント戦略設定を行うこととし、引き続き各部局及び所属における事後評価のチェックレベルの向上の取組みを進めているところです。</p>	<p>平成 29 年度事後評価においても、「次の改善につながる行政評価」の観点から、「実効性が高まる行政評価」となる様に各項目の入力に際しては十分留意する運用とし、各所属において決算参考資料としての決裁におけるチェックを徹底いたしました。</p> <p>また、事後評価内容を踏まえ、部局マネジメント戦略設定を行うこととし、引き続き各部局及び所属における事後評価のチェックレベルの向上の取組みを進めているところです。</p>
4	政策推進課	事務事業評価の 「効率性」の観点 における評価方 法について	<p>事務事業評価の評価内容コメントにて直接人件費や間接人件費に関する記載がなく、人件費を含めたフルコストに関して実際に評価されていない。</p> <p>現在は、フルコストの概念については参考取組みであるため、当該概念を「効率性」の評価の仕組みに取り入れていないとのことであるが、より効果的な効率性評価を実施するためにも、事業実施にはどれだけのコストがかかっているのかを各所属にさらに意識させ、フルコストの概念を包含した評価を行うべきで</p>	<p>評価観点のうち、効率性評価を行う上で、直接事業費だけでなく、間接事業費・直接人件費・間接人件費を意識したフルコストの概念を包含した評価の仕組みの構築について、引き続き検討してまいります。</p>	<p>評価観点のうち、効率性評価を行う上で、直接事業費だけでなく、間接事業費・直接人件費・間接人件費を意識したフルコストの概念を包含した評価の仕組みの構築について、引き続き検討してまいります。</p>

			ある。		
5	政策推進課	事務事業の従事職員数の入力について	行政評価システムにおいて、各事務事業における従事職員数の入力については毎年7月に1度のみ実施されている。そのため、直接人件費と間接人件費の実績値は、計画時における従事職員数をもとに計算されている状況にある。実際の事務事業が進んでいく過程において、当初の従事割合と異なる割合で事業が行われるケースもあることから、実態に合った直接人件費及び間接人件費を計算するため、事後評価時に実績ベースでの従事職員数を入力することを検討すべきである。	平成 30 年度の事前評価より、平均人件費単価を役職ごとに設定するようシステムの改修を実施し、各事業の評価に資するより精緻なフルコストの算出が可能になったことをふまえて、平成 30 年度の事後評価より実績ベースでの従事職員数を入力できるよう、引き続き検討してまいります。	平成 30 年度の事前評価より、平均人件費単価を役職ごとに設定するようシステムの改修を実施し、各事業の評価に資するより精緻なフルコストの算出を可能としました。平成 31 年度の事前評価についても、引き続き機能を活用し精緻なフルコスト算出による事前評価に取り組んでまいります。また、平成 30 年度の事後評価より実績ベースでの従事職員数を入力できるよう、引き続き検討してまいります。

2. 市単費事業

(9) 特定呼吸器疾病予防回復事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
6	健康推進課	活動指標の再設定の必要性について	支給者延人数を活動指標としており、その数が多いほど活動指標が良くなるという設定になっている。直近3年の評価はDが継続しているが、市にとっても社会にとっても罹患患者が減少することが望ましいといえる。そのため、例えば、支給者延人数の減少数を活動指標として設定し、毎年度、支給者の減少数が多いほど活動指標が良くなるといったように、新たな活動指標を設定すべきである。	当該事業は現在、事業のあり方そのものについて見直しを進めており、活動指標の設定についても引き続き検討を行っております。	当該事業は現在、事業のあり方そのものについて見直しを進めており、活動指標の設定についても引き続き検討を行っております。
7	健康推進課	事業廃止に向けての検討について	当該事業は、八尾市内在住で本市に住居登録をしている満 15 歳未満で気管支ぜん息等の罹患患者に対して、奨励金支給要件(月に1回以上の入院または3日以上通院)に該当する月に対して奨励金(月額 2,000 円)を支給する事業であるが、一方、市には、医療機関等で診療や薬剤支給等を受けたときに負担する保険診療(3割または2割負担)の自己負担金から一部自己負担金(1つの医療機関につき1日 500 円を限度として、月2回まで)を控除した額が助成される『子ども医療費助成制度』があり、その対象者は当該事業の対象者と同一である。 そのため、当該特定呼吸器疾病予防回復事業制度を利用できる患者が、1つの医療機関のみの受診となった場合、医療費の上限は月額 1,000 円となる一方、2,000 円の奨励金が支給されるため、負担額以上に受領できることとなる。 こども医療費助成制度により、患者並びに保護者の経済的負担が軽減される状況に鑑みれば、厳しい財政状況の中、より効率的、効果的な事務事業の執行を踏まえ、将来的には事業廃止に向けて検討することが望まれる。	当該事業について、事業開始当初の時代背景と現状の比較や、実施内容が実施目的の達成に資する内容となっているか等について、現在、再検証を進めており、事業廃止も視野に入れつつ、見直しについて引き続き検討を行っております。	当該事業について、事業開始当初の時代背景と現状の比較や、実施内容が実施目的の達成に資する内容となっているか等について、現在、再検証を進めており、事業廃止も視野に入れつつ、見直しについて引き続き検討を行っております。

(18) 公園・緑地整備事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
8	みどり課	総合計画における目標値に基づく活動指標の設定について	<p>活動指標として「公園整備面積」、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」を利用しているが、平成26年度において「公園整備面積」については計画値を大幅に達成しているにも関わらず、総合計画における目標値を各年度に按分することで設定している「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」については計画値を達成していないという指標間における評価の不整合が生じている。適切に事務事業の実施状況を評価し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、「公園整備面積」についても総合計画における目標値を各年度に按分し計画値を設定することを検討すべきである。</p> <p>また、市民1人当たり公園面積、市の面積に占める公園面積の割合については特例市間比較指標であるが、市では他の特例市における平成26年度と同指標を入手していない。他の特例市における同指標を入手のうえ、比較・分析することで総合計画における目標値を設定することを検討すべきである。</p>	<p>適切に事務事業の実施状況を評価し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、第7期実施計画の策定における「公園整備面積」の目標値については、総合計画における目標値を各年度に按分した計画値を設定いたしました。</p> <p>(措置済み) また、次期総合計画における目標値の設定については、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」の指標のあり方も含めた検討を進めてまいります。</p>	<p>適切に事務事業の実施状況を評価し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、第7期実施計画の策定における「公園整備面積」の目標値については、総合計画における目標値を各年度に按分した計画値を設定いたしました。</p> <p>(措置済み) また、次期総合計画における目標値の設定については、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」の指標のあり方も含めた検討を進めてまいります。</p>

(22) 学校園安全対策推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
9	教育政策課	安全対策推進員の配置業務の評価指標及び業務の実施方法について	<p>学校園安全対策推進事業では、シルバー人材センター等に委託し、各学校園に安全対策推進員の配置を行っているが、現在の活動指標に安全対策推進員の評価に関する指標が設定されていない。</p> <p>平成26年度の当該事業の決算額について、事業費に占める委託料の割合は8割を超えており、予算や決算における金額的重要性に応じて安全対策推進員の活動時間等も活動指標として設定することが必要である。</p> <p>また、安全対策推進員の配置は、一律シルバー人材センター等への委託で行われているが、他自治体では、有償ボランティアや専門の警備会社への委託という形で実施されている事例もある。参画と協働のまちづくり推進度という観点からは、PTAや地域ボランティアが活動に参画する度合いを高めていくとともに、有償ボランティアや専門の警備会社への委託におけるメリット・デメリットを整理し、実施方法について、より3E(経済性、効率性、有効性)を考慮した検討を行うべきである。</p>	<p>第7期実施計画の策定において、適切な評価指標の設定を検討し、「機械警備及び巡回」を指標から削除した上で、「安全対策推進員配置率」を設定いたしました。</p> <p>(措置済み) また、事業の実施方法については、現行はシルバー人材センター等への委託によることとしておりますが、府下各市等他市の実施状況や地域の意見等も踏まえ、地域との連携による実施等、他の手法による実施の可能性について、引き続き検討を行ってまいります。</p>	<p>第7期実施計画の策定において、適切な評価指標の設定を検討し、「機械警備及び巡回」を指標から削除した上で、「安全対策推進員配置率」を設定いたしました。</p> <p>(措置済み) また、事業の実施方法については、現行はシルバー人材センター等への委託によることとしておりますが、府下各市等他市の実施状況や地域の意見等も踏まえ、地域との連携による実施等、他の手法による実施の可能性について、引き続き検討を行ってまいります。</p>

(23) 図書館サービスの充実事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
10	八尾図書館	公設図書館の運営方法の検討について	<p>より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくには、他自治体の公設図書館の取組みを参考とするとともに、民間事業者のノウハウも積極的に取り入れていくことも重要である。</p> <p>市は平成 27 年度に開設した龍華図書館において指定管理者制度を導入した。市直営施設においては、指定管理者のノウハウを研究し、より良い取組みは吸収していくとともに、現在の龍華図書館の運営状況や利用者の評価を踏まえて検証した上で、効果が高くなれば、他の3図書館においても指定管理者による運営について引き続き検討されたい。</p>	<p>図書館の運営方法については、これまでも民間事業者のノウハウを取り入れておりますが、他の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、さらなる検証が必要であるため、意見を踏まえ引き続き検討を進めてまいります。</p>	<p>より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、国や他の自治体の動向に注視しながら、龍華図書館の第1期、第2期の指定管理期間での運営状況や利用者の評価等を踏まえて、検証してまいります。</p>

(30) 帰国・外国人児童生徒受入等支援事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
11	人権教育課	活動指標の計画値や実績値の見直しについて	<p>帰国・外国人児童生徒受入等支援事業では、「日本語指導等の派遣時間数」を活動指標の一つとしているが、実績値が計画値を大きく上回っている状況が続いている。</p> <p>市教育委員会は、日本語指導が必要な児童生徒数が年々増加していることに加えて、計画値を設定した当初は言語介助員を派遣する事業が別事業として実施されており、日本語指導補助員等を派遣した時間のみを基礎として見積もっていたが、言語介助員の活動時間も含めたため、実績よりも低い数値になっていた、と説明している。しかし、実績数値の測定方法は「日本語指導補助員・支援員を派遣した時間」とされており、言語介助員の活動時間を実績値に含めるべきではなく、新たに言語介助員の派遣が事業に追加されたのであれば、別途活動指標を追加するか、実績数値の測定方法に言語介助員の活動時間を追加すべきと考える。</p> <p>活動指標の達成状況は事務事業評価を行う際の重要な指標の一つになることから、計画数値の設定方法や実績数値の測定方法を明確に定義するとともに、事業内容に変化があった場合には随時、計画数値の設定方法や実績数値の測定方法を見直すべきである。</p>	<p>引き続き、当該指標の実績数値の測定方法に言語介助員の活動時間を含めるか否か、別途活動指標を追加するかについて、検討を進めているところです。</p> <p>実績数値の測定方法・計画値・実績値について整合性をとる形で、次期総合計画に反映できるよう、見直しを進めてまいります。</p>	<p>引き続き、当該指標の実績数値の測定方法に言語介助員の活動時間を含めるか否か、別途活動指標を追加するかについて、検討を進めているところです。</p> <p>実績数値の測定方法・計画値・実績値について整合性をとる形で、次期総合計画に反映できるよう、見直しを進めてまいります。</p>

【平成28年度】外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する結果

(11) 公益財団法人八尾市文化財調査研究会

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	文化財調査研究会	指定管理事業で購入した備品の会計処理の誤りについて	<p>平成 27 年度の指定管理事業において、文化財調査研究会はスキャナーの購入 26,422 円、FAX の買い替え 16,683 円を施設修繕として計上しているが、これらは新たな物品の購入であるため、備品費に計上すべきである。</p> <p>また、購入された 2 点の備品は修繕費と判断されたため、市の備品台帳に登録されていないが、指定管理事業で購入した備品は市の財産であり、市は市財務規則第 163 条第 1 号により 1 万円を超える備品は備品台帳に登録することとしている。2 点とも備品台帳の登録基準を超えているため、市の備品台帳に計上し、継続して管理すべきである。</p> <p>修繕費と備品費の区別を適切に実施し、市の財産となるものを判別するため、市と文化財調査研究会とで協議を行い、具体的な備品台帳の登録基準やマニュアルを策定することを検討されたい。</p>	<p>修繕費と備品費の取り扱いについては、市と文化財調査研究会とで事前協議を行い、市の財産となるものについては、適切に区分するようにしております。</p> <p>また、今後、施設の管理運営業務に関する協定書において、備品の取扱いについて定めるよう検討してまいります。</p>	<p>修繕費と備品費の取り扱いについては、市と文化財調査研究会とで事前協議を行い、市の財産となるものについては、適切に区分するようにしております。</p> <p>また、今後、施設の管理運営業務に関する協定書において、備品の取扱いについて定めるよう検討してまいります。</p>
2	文化財調査研究会	埋蔵文化財調査事業における収益計上について	<p>平成 27 年度末の貸借対照表には前受金約 60 百万円が計上されているため、残高 5 百万円超かつ 10 年以上滞留しているものについて、ヒアリングとサンプルテストを実施したところ、契約書上の履行期間は完了しているが、図面・写真・報告文・全体編集等の「記録・保存のための発掘調査」が完了していないとして、契約金額の一部が前受金として貸借対照表に計上されたままであり、収益計上がなされていないことが判明した。</p> <p>契約書に記録・保存のための発掘調査に関する記載はないため、契約先への報告書提出の時点で契約金額の全額を収益計上すべきであり、契約期間終了後に記録・保存のための発掘調査に関する費用支出が合理的に見積もることができるのであれば、引当金の計上も検討すべきである。</p> <p>あるいは、現状のように発掘調査全体の進捗に応じて収益計上するのであれば、少なくとも契約書に記録・保存のための発掘調査の実施とその期間を明確に示すべきである。</p> <p>また、人員不足の中、記録・保存のための発掘調</p>	<p>「記録・保存のための発掘調査」(以下内業という。)に伴う報告書の刊行を完了するための年次計画を策定し、その履行に努めております。残留している前受金を収益に振り替える方法については、他の公益法人に聞き取り調査等を行い、契約金額の全額を収益計上できるように検討を行ってまいります。</p> <p>また、契約に際して、契約先の理解が得られる範囲で、内業については別途期間を設けることといたしました。</p>	<p>「記録・保存のための発掘調査」(以下「内業」という。)に伴う報告書の刊行を完了するための年次計画を策定し、その履行に努めております。</p> <p>また、契約に際して、契約先の理解が得られる範囲で、内業については別途期間を設けることとしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>残留している前受金を収益に振り替える方法については、他の公益法人に聞き取り調査等を行い、計上方法について引き続き検討を行ってまいります。</p>

			<p>査まで手が回らない状態とのことであるが、10年超も発掘調査全体が終了していない状況は事業遂行上問題があると思われる。なお、市文化財調査研究会は5年を目処に記録・保存のための発掘調査を完了し、残留している前受金を収益に振り替えるとし、市にもその旨報告しているが、これらの調査の早期完了に向けた具体的な対策も行うべきである。</p>	
--	--	--	---	--

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する意見

(1) やおコミュニティ放送株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	やおコミュニティ放送	中期計画の策定について	<p>メディアの多様化により、FM放送の地域における役割を捉え直す必要がある。すなわち、コミュニティFMを主体とした現在の会社の存在意義や事業をあらためて見直し、新たな役割や取組について検討することが求められている(例えば、観光協会等との連携を強化し、市の文化施設や観光資源等のPRに関する情報サービスの実施等)。</p> <p>したがって、具体的な繰越損失の解消計画や人員計画のみならず、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画を策定すべきである。</p>	<p>放送出力の増力工事等により、難聴地域の改善が図られたことから、新たな役割や取組を含めた今後の営業方針の検討を行い、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画の策定に向け、具体的な検討を進めてまいります。</p>	<p>放送出力の増力工事等により、難聴地域の改善が図られたことから、新たな役割や取組を含めた今後の営業方針の検討を行い、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画の策定に向け、具体的な検討を進めてまいります。</p>

(2) 公益財団法人八尾市国際交流センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	国際交流センター	中期計画の策定について	<p>自立した法人運営を実現するために、法人の方向性を検討し、市からの委託事業を受ける、法人独自の事業を検討する等の法人運営の具体的な方針を策定すべきである。</p> <p>また、各事業への目標参加人数や、新たな事業への取組に対応するための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営すべきである。</p> <p>なお、中期計画の策定にあたっては、市の国際交流及び多文化共生に関する事業との連携を図る必要がある。</p>	<p>公益財団法人としての役割の明確化と独自性が求められていること、また、八尾市多文化共生推進計画との整合性を図る観点から、平成28年度第4回理事会(平成29年3月開催)を経て、大枠の事業について明記した中期計画(平成29年度～32年度)を策定いたしました。この中期計画をもとに、各事業への目標参加人数等も定めました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、新たな事業への取組に対応するための人員計画等については、所管課と協議のもと検討を進めてまいります。</p>	<p>公益財団法人としての役割の明確化と独自性が求められていること、また、八尾市多文化共生推進計画との整合性を図る観点から、平成28年度第4回理事会(平成29年3月開催)を経て、大枠の事業について明記した中期計画(平成29年度～32年度)を策定いたしました。この中期計画をもとに、各事業への目標参加人数等も定めました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、新たな事業への取組に対応するための人員計画等については、所管課と協議のもと検討を進めてまいります。</p>
3	文化国際課	事業モニタリングの実施時期及び方針について	<p>外郭団体の事業実施状況等に関して、改善や方針転換を行うには適時にモニタリングを実施し、必要に応じて外郭団体との協議を行うことが必要であるため、現在年に1回実施している事業モニタリングについて実施時期を増やすとともに、決算終了後速やかに実施すべきである。</p>	<p>評価結果を次年度の事業計画の立案に活用できるよう、事業モニタリングの実施を決算後速やかに行う等、適時にモニタリングを行う手法について検討してまいります。</p>	<p>評価結果を次年度の事業計画の立案に活用できるよう、事業モニタリングの実施を決算後速やかに行う等、適時にモニタリングを行う手法について検討してまいります。</p>

			また、事業モニタリングは翌年度以降の実施事業の内容にもつながる重要な事項であるため、評価方針を定めるとともに、評価結果を法人と共有し、翌年度以降の事業計画の見直しに活かすなどの評価結果の活用方針を定める必要がある。		
4	国際交流センター 文化国際課	補助金のあり方について	平成 27 年度の補助金交付にあたっては、事業費については補助対象経費が明確になっていないなど、具体的な積算根拠がなく、人件費の全額及び事業費の一部が交付されている。 事業費については補助対象経費を明確にしたうえで補助金の積算を具体的に行い、補助金の必要性について再検討すべきである。特に人件費の中でも、管理人件費については外郭団体での自主性を持った運営を確保するためにも、将来的には委託事業の増加等、補助金以外の財源によって賄うことを検討すべきである。	補助金交付要綱の見直しにより、事業費の補助対象経費を明確にし、具体的な積算に基づき補助金を交付するように改めるよう検討を行っているところ。 人件費補助については、市の方針等を踏まえ、今後のあり方を検討してまいります。	補助金交付要綱の見直しにより、事業費の補助対象経費を明確にし、具体的な積算に基づき補助金を交付するように改めました。 (措置済み) 人件費補助については、市の方針等を踏まえ、今後のあり方を検討してまいります。

(3) 公益財団法人八尾市文化振興事業団

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
5	文化振興事業団	法人全体の中期計画等の策定について	文化会館及び生涯学習センターのそれぞれにつき、今後の施設の運営方針等を作成しているが、法人全体の中期計画や運用方針等は作成されていないため、各施設の実施事業のみにとらわれず、法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画を作成することが必要である。 また、各施設の専門性の確保と少人数での組織編成の課題は理解するが、法人全体としての組織運営風土の醸成のために、文化会館と生涯学習センター間のさらなる人事交流も検討されたい。	法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画につきまして、検討してまいります。 施設間の人事交流については、従前から、必要に応じて監督職クラスからスタッフ職までの施設間の異動をおこなってまいりましたが、近年においては職員異動がなされていなかったため、今後はご指摘を踏まえ、対応してまいります。	施設間の人事交流については、従前から、必要に応じて監督職クラスからスタッフ職までの施設間の異動を行っており、平成 30 年度については、施設間で中堅スタッフ職各 1 名ずつの人事異動を実施しました。今後も組織及び施設活性化のため、引き続き実施してまいります。 (措置済み) 法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画につきまして、検討してまいります。
6	文化国際課	経営状況に関する意見交換の実施頻度について	外郭団体の経営状況に関して、経営改善や方針転換を行うには適時に経営状況を把握し、必要に応じて協議を行うことが必要である。そのため、現在年に 1 回実施している法人全体の収支状況の把握についても実施頻度を増やし、外郭団体の経営状況をより適時に把握し、必要に応じて協議をすべきである。	外郭団体の経営状況をより適時に把握するために、指定管理業務に関するモニタリングとのバランスをとりながら、適時意見交換を実施する手法について検討してまいります。	外郭団体の経営状況をより適時に把握するために、指定管理業務に関するモニタリングとのバランスをとりながら、適時意見交換を実施する手法について検討してまいります。

(4) 社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
7	社会福祉協議会	社会福祉協議会独自の中期計画の充実について	市と社会福祉協議会の中長期計画として、市地域福祉計画等が策定されているが、市と共同の中長期計画であるため、社会福祉協議会自身の将来像については明確になっていない部分がある。 社会福祉協議会独自の中期計画の策定は、法人の将来の姿をめざすための計画であり、目標を掲げ、そこに向かって事業を展開していくためのもので	社会福祉協議会(以下「本会」という。)では、地域福祉活動計画を本会の中長期計画(計画期間 10 年)として位置づけ、かつ 5 年毎に見直しを行うことで社会的な変化への対応も行ってまいります。 なお、この活動計画は本会が市の地域福祉計画と一体的に策定したものでありますが、今	社会福祉協議会(以下「本会」という。)では、地域福祉活動計画を本会の中長期計画(計画期間 10 年)として位置づけ、かつ 5 年毎に見直しを行うことで社会的な変化への対応も行ってまいります。 なお、この活動計画は本会が市の地域福祉計画と一体的に策定したものでありますが、今

		<p>あり、羅針盤となるものである。また、法人職員においても動機づけになるものである。</p> <p>中期計画としては、①法人の設立目的や役割からどのような事業をどの程度の規模で実施するか、②計画を実現するにはどのような人員体制を整備するのか、③計画に基づいた法人の収支がどのようになるのか、についての記載が必要である。</p> <p>①実施事業の規模に関しては、社会福祉協議会は公共性と民間団体としての自主性を併せもつという性格を有しているため、その役割を踏まえた事業を展開することが求められる。例えば、小地域ネットワーク活動事業や自主性のある地域貢献事業並びに会員に密着した事業等をどの程度の規模で展開するか計画を充実させる必要がある。</p> <p>また、②人員体制の整備に関しては、計画事業を実施するための専門性を持った人材を確保することが求められる。専門性のある人材確保については職員採用計画を策定しているが、社会福祉協議会の年齢構成は30歳代以下に集中しており、特に40歳代以上の中堅幹部職員が不足している状態であり、不均衡な年齢構成が当面続く計画となっている。</p> <p>さらに、③法人の収支に関しては、市地域福祉計画等には、事業の実施回数や利用者数などの目標数値の記載はあるが、事業収支や法人全体の収支見込は記載されておらず、将来的にどのような財源を確保し、どのような収支で事業展開を図っていくのか不透明な部分がある。</p> <p>上記の3点を踏まえ、市と事業の収支や財源確保について協議しながら、社会福祉協議会独自の中期計画の充実を検討されたい。</p>	<p>回の包括外部監査での指摘を受け、次回作成時には本会独自の計画として位置づけるとともに、事業の実施規模等の検討を行います。</p> <p>なお、人員体制については職員採用計画に基づいて職員体制の充実を図るべく努めておりますが、今後とも十分市と協議を行い、計画的な採用に努めます。</p> <p>また、法人収支については、本会の財政的安定を図るため、会員会費をはじめとした独自の財源確保に努めます。</p>	<p>回の包括外部監査での指摘を受け、次回作成時には本会独自の計画として位置づけるとともに、事業の実施規模等の検討を行います。</p> <p>なお、人員体制については職員採用計画に基づいて職員体制の充実を図るべく努めておりますが、今後とも十分市と協議を行い、計画的な採用に努めます。</p> <p>また、法人収支については、本会の財政的安定を図るため、会員会費をはじめとした独自の財源確保に努めます。</p>
--	--	---	--	--

(5) 公益社団法人八尾市シルバー人材センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
8	シルバー人材センター 高齢介護課	事務所の整備に必要な資金の確保について	<p>シルバー人材センターは、経年劣化による事務所の老朽化が著しいこと、事業拡大とともに手狭になっていることから、建て替えを含めた整備を検討しており、「特定費用準備資金等取扱規程」に従い整備に必要な資金として平成27年度より5年間にわたり年間16,000千円ずつ計上する計画としているが、現状としては整備の方法や工事費総額、市との負担関係について決まっていない。</p> <p>整備の方法や市との負担関係についての市と協議をできるだけ早急に進めて、シルバー人材センターとして整備に必要な資金を計画的に確保するために、どれだけの資金の確保が必要なのかを見積もり、計画的に資金を計上していくべきである。</p>	<p>H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として、平成27年度及び平成28年度の2年間で30,000千円計上していますが、整備に必要な資金を計画的に確保するため、整備の在り方や資金計画について市と協議を行いながら、引き続き、計画的な資金計上を行ってまいります。</p> <p>市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備の在り方について、シルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。</p>	<p>H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として、平成27年度から平成29年度の3年間で42,000千円の積み立てを行いましたが、整備に必要な資金を計画的に確保するため、整備の在り方や資金計画について市と協議を行いながら、引き続き、計画的な資金計上を行ってまいります。</p> <p>市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備の在り方について、市の公共施設マネジメントの考え方とシルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。</p>
9	高齢介護課	補助金のあり方に	市は、「八尾市高齢者労働能力活用事業補助金	補助金の支給のあり方については、人件費に	補助金の支給のあり方については、人件費に

		ついて	<p>交付要綱」に基づき、シルバー人材センター職員の人件費の約70%相当の補助金をシルバー人材センターへ交付しており、その額は近年逡増している。</p> <p>シルバー人材センターの法的位置づけや役割があるとはいえ、市から独立した法人であり、会費や受取事務費などの自主財源があるので、シルバー人材センター職員の人件費についても可能な範囲で自主財源によって賄うことが求められる。</p> <p>シルバー人材センターの自立した運営を促進するため、シルバー人材センターの財政状態等を勘案し、補助割合など補助金の支給のあり方について継続的に検討を進めていくべきである。</p>	<p>対する補助金割合のみによるのではなく、シルバー人材センターの独自事業や市の施策と連携した取り組みに対する支援の在り方などを考慮しながら、引き続き、検討を行ってまいります。</p>	<p>対する補助金割合のみによるのではなく、シルバー人材センターの独自事業や市の施策と連携した取り組みに対する支援の在り方などを考慮しながら、引き続き、検討を行ってまいります。</p>
--	--	-----	--	--	--

(7)一般社団法人八尾市観光協会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
10	観光協会	魅力的な独自事業の実施について	<p>市内の事業者が保有しているものも含め、市内の土地や自然といった観光資源(文化遺産等)を活かした法人独自のイベントの実施を、これまで以上に積極的に検討していくことが望まれる。検討のためには会員や市民へのアンケート等を実施し、イベントのニーズやアイデアを募集することが考えられる。</p> <p>また、独自事業の実施にあたっては、やおコミュニティ放送の観光PRに関する情報発信機能の活用など他の外郭団体との連携も検討されたい。</p>	<p>H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>情報発信機能の活用の観点から、平成29年度においては、やおコミュニティ放送と双方でのWEB情報発信、イベント等での共同出展等を実施いたしました。今後もさらに連携を深めるよう努めてまいります。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、市内の事業者が保有する観光資源や、自然等の観光資源を活用した八尾探プログラムを作成し、独自事業の内容の充実を図りました。さらに、市制70周年に向けた「スペシャル八尾探」企画の検討のため、八尾探推進会議を実施し、平成30年1月から具現化に向けた会議を重ね、さらに魅力ある八尾探プログラムを提供してまいります。</p> <p>また、一部の企画について市民公募を実施し、ニーズを拾い上げることで独自のイベントの充実を図る予定です。</p>	<p>H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>情報発信機能の活用の観点から、平成29年度においては、やおコミュニティ放送と双方でのWEB情報発信、イベント等での共同出展等を実施いたしました。今後もさらに連携を深めるよう努めてまいります。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、市内の事業者が保有する観光資源や自然等の観光資源を活用したイベントとして、「八尾探プログラム」を作成し、市制70周年企画「スペシャル八尾探」において、八尾探推進会議参加者の意見をもとに、ボランティアメンバーの意見を集約することにより、市民ニーズを拾い上げたイベントの充実を図ることといたしました。</p>
11	観光協会	中期計画の策定について	<p>観光協会では、現在中期計画が策定されていないが、中期計画は中期的な運営の指針となるものであり、これに基づき計画的に事業運営することが安定的な事業の継続に繋がる。</p> <p>観光協会としての中期的な運営方針を明確化し、自立した団体運営を実現するために、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営することが望まれる。</p> <p>また、中期計画の策定にあたっては、「八尾市観光振興プラン」等の市の観光に関する施策との連携を図ることを検討されたい。</p>	<p>「八尾市観光振興プラン」の施策内容と連携した、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画の策定に向けて、検討を進めております。目標指標や運営体制の強化については、平成30年3月の理事会にて上程する予定としております。</p>	<p>「八尾市観光振興プラン」の施策内容と連携した、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画の策定に向けて、検討を進めております。目標指標や運営体制の強化については、平成30年3月の理事会にて上程する予定でしたが、同時期に人員体制の変更があったため、上程案を改めた上で、平成30年12月の理事会にて上程する予定としております。</p>
12	観光協会	業務マニュアルの	今後職員を増員した場合や、新たな職員へ業務を	業務マニュアルのうち、来所者対応(QA)マニ	業務マニュアルのうち、来所者対応(QA)マニ

		作成について	移行した際に適切な業務の実施を継続する必要があることから、業務マニュアルの作成を検討すべきである。 特に、会員対応など重要な業務から優先順位をつけて、実際に実施している業務をマニュアルとして、体系的にとりまとめていくことを検討されたい。	マニュアルについては作成が完了し、運用を開始しております。今後は、がんばれ八尾応援寄附金フローマニュアル及び庶務関係マニュアルを作成してまいります。	マニュアルについては作成が完了し、運用を開始しております。今後は、週に1回の全体ミーティングで業務内容のすり合わせを実施するとともに、がんばれ八尾応援寄附金フローマニュアル及び庶務関係マニュアルを作成してまいります。
--	--	--------	---	--	--

(8) 公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
13	共済センター	永年在会慰労引当金計上額の見積について	永年在会慰労引当金の計上にあたっては、現在のように一定の仮定のもと引当金繰入額を見積もるのではなく、期末時点での引当金残高を見積もり、当該見積額と支給による取崩後の引当金残高との差額を繰入れる方法によるべきである。 引当金残高の見積方法としては、現在の在会状況から見込まれる将来の一定期間における支給予定額に過去の実績から予測される退会率を反映させる等共済センターの実態に見合った合理的な算定方法を検討されたい。	現在の在会状況から見込まれる将来の一定期間における支給予定額に過去の実績から予測される退会率を反映させるような算出方法を検討しているところです。	現在の在会状況から見込まれる将来の一定期間における支給予定額に過去の実績から予測される退会率を反映させるような算出方法を検討しているところです。

(9) 八尾シティネット株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
14	八尾シティネット	中期計画の策定について	施設の老朽化が進行しており、今後の更新費用の増加が見込まれ、それに対応した収入の獲得も必要となるが、設立当初より料金改定は実施しておらず、また、職員の高齢化も進行していることから、今後自転車駐車場管理・運営業務を継続させていくためにも、中期計画の策定を検討すべきである。 計画の策定に当たっては、団体が課題として認識している人材育成、施設の老朽化、料金改定、自転車駐車場のICT化への対応方針について検討されたい。また、今後の市における交通計画も踏まえた効果的かつ効率的な中期計画を策定できるよう、所管課と協力することが望まれる。	施設の更新、執行体制(人員配置)、新たな投資計画等を盛り込んだ中期計画の策定作業の一環として平成 29 年度自転車駐車場現況調査を行い、その報告内容により、老朽化対策の優先度が高い近鉄八尾駅東自転車駐車場の改修工事に着手いたしました。 今後も交通対策課と情報共有を図りながら、人材育成、料金改定、ICT化等への対応方針についても検討を進めてまいります。	施設の更新、執行体制(人員配置)、新たな投資計画等を盛り込んだ中期計画の策定作業の一環として平成 29 年度自転車駐車場現況調査を行い、その報告内容により、老朽化対策の優先度が高い近鉄八尾駅東自転車駐車場の改修工事に着手、完了いたしました。 今後も交通対策課と情報共有を図りながら、人材育成、料金改定、ICT化等への対応方針についても検討を行い、中期計画の策定に向け検討を進めてまいります。

(11) 公益財団法人八尾市文化財調査研究会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
15	文化財課	外郭団体のあり方の再検討について	外郭団体方式、市直営方式どちらにもメリット・デメリットがあるが、現状でも市の出捐割合は大きく、文化財調査研究会に対して指導的な役割を担っているため、今後のあり方については市が判断すべきものと思われる。 しかし、判断根拠として市は歴史や文化財を保護していくための全体的な方針が必要となり、その中で文化財調査研究会のあり方を位置づけ、長期的な視野に立った判断を行うべきである。 したがって、市は歴史や文化財を保護していくため	市の歴史や文化財を市のまちづくりに活用していくための基本的な方針の策定を行う中で、市の文化財保護行政における文化財調査研究会の役割や位置づけの検討を行い、長期的な視野に立って組織のあり方の再検討を進めているところです。	市の歴史や文化財を市のまちづくりに活用していくための基本的な方針の策定を行う中で、市の文化財保護行政における文化財調査研究会の役割や位置づけの検討を行い、長期的な視野に立って組織のあり方の再検討を進めているところです。

			の基本的な方針を策定し、市独自の文化財保護行政のあり方を検討するとともに、文化財調査研究会のあり方を再検討すべきである。		
16	文化財調査研究会	文化財調査研究会における中期計画の策定について	平成 27 年度末の文化財調査研究会の年齢構成は最も若い常勤職員が 40 歳代前半であり、主に 40 歳代、50 歳代の職員で構成されている。「常勤職員の新規採用が 20 年間ない」とのことであり、事業継続における大きな課題となっている。 文化財調査研究会は独自に中期計画を策定することは難しいとしているが、市と協議しながら市の歴史や文化財を保護するための体制づくりを積極的に働きかけて、人員採用計画等も含めた中期計画を策定することを検討されたい。	文化財調査研究会が独自に中期計画を策定することは難しいため、市と協議しながら、市の歴史や文化財を保護するための文化財調査研究会の役割や体制を定め、人員採用計画等も含めた中期計画の策定について検討してまいります。	文化財調査研究会が独自に中期計画を策定することは難しいため、市と協議しながら、市の歴史や文化財を保護するための文化財調査研究会の役割や体制を定め、人員採用計画等も含めた中期計画の策定について検討してまいります。

【平成29年度】税務事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(1) 個人市民税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	市民税課	申告書発送停止者への対応について	市では、何らかの理由で納税者本人から「申告書の発送を止めてほしい」旨の申し出があれば、問題がないかを市として確認したうえで、発送を止めている。しかし、一度発送を止めてしまった後は、納税者本人からの申し出がない限り、申告書を送付することは行っていない。 このようなケースは、例えば、年金受給者等で収入が少額である等非課税となる場合に限られ、年間でも数件程度しかないとのことであるが、その状況が長期にわたって続くとは限らない。また、申告書が送られてこないことにより納税者の納税意識が薄らいでいき、申告を要する収入を得たとしても申告書が提出されず、課税漏れにつながる可能性も否定できない。そのため、申告書の発送停止後の状況を定期的にモニタリングしておく必要性はあると考えられる。 課税の公平性という観点から、申告書の発送停止時の取扱いやその後のモニタリング方法などについて具体的な対策を講じることを検討されたい。		申告書の発送停止者の直近の申告状況等を精査し、申告書の発行停止処理が適正かどうかの精査を行います。また、毎年の当初申告や催告申告の申告書の発送時期にあわせて、上記精査を行い、必要な方に申告書を送付できる様に事務運用を構築してまいります。
2	市民税課	個人市民税の未申告者への申告指導方法とその後のフォローアップについて	訪問調査管理表の「交付方法」欄には未申告者に対する申告書の交付方法が記載されているほか、「備考」欄には訪問状況等が記載されているが、担当者によって記載内容・水準に乖離がある。担当者によるバラつきなく、必要な情報が漏れなく把握できるよう、訪問調査管理表の記載様式、記載内容を見直		訪問調査については、実施後に課題の洗い出しを行い、翌年度の調査実施時に改善するように努めています。調査時の詳細な記録等については、訪問調査管理表の記載基準を作成し、担当者によって乖離が出ないように変更していきます。

			<p>すことが望まれる。</p> <p>また、訪問調査管理表を閲覧すると「不在」と記載されていたものが多く、訪問時間や未申告者への事前連絡等、訪問方法を工夫すべき余地があると考えられる。</p> <p>さらに、「交付方法」が「投函」となっている未申告者については、投函後のフォローアップ(一定期間内に申告書が提出されなかった場合の再訪問等)の実施方法等について工夫すべき余地があると考えられる。</p> <p>未申告者への申告指導の効果を最大限に発揮するためにも、訪問調査にあたっては未申告者に事前連絡を取って在宅している時間や曜日に訪問することや、その後のフォローアップをどのようにしていくか等について具体的な対策を講じることを検討されたい。</p>		<p>また、申告書の投函後のフォローアップにつきましては、上記の記載基準に基づいた記録等により、訪問時間を変えて再訪問する等、きめ細やかな対応を実施してまいります。</p>
3	市民税課	減免要件の対象範囲について	<p>八尾市市税条例施行規則第6条第1項第5号に規定されている内容について、担当者からは「公的援助を受ける者に対する減免について、要綱や内規等で運用している自治体はあるかもしれないが、具体的な事由を条例や規則で明示している自治体は少ない。」との回答を得ている。</p> <p>そこで、大阪府下の自治体の税条例及び税条例施行規則を閲覧し、同種の内容の実際の制定状況を調べたところ、明示されているのは中河内地域の柏原市及び東大阪市のみであった。</p> <p>自治体によって規模や財政、政治状況等に差異はあるが、現状の市の減免事由や減免割合について近隣あるいは同規模自治体と比較することは、そのあり方を検討する参考になると考えられる。この点、担当者からは「今後、改めて減免に関する調査を実施する予定である。」との回答を得ている。</p> <p>上記の調査結果を基に、比較分析を行い、市の減免事由や割合を将来的に見直すための参考とすることを検討されたい。</p>		<p>今年度、他市町村の減免状況に関する調査を実施するよう準備を進めてまいります。また、税制改正による平成33年度課税分の個人所得課税見直しに伴う影響も踏まえて、上記調査結果を比較分析し、減免基準の見直しの参考としてまいります。</p>

(2) 法人市民税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
4	市民税課	税収確保の検討について	<p>市の平成22年度包括外部監査を受けて、法人市民税の超過課税について検討を行った結果、見送られた経緯がある。</p> <p>現状、法人税は税制改正に伴い、法人税率が引き下げられる傾向にあり、このままではますます安定的な税収確保が困難となっていくことが予想される。そ</p>		<p>平成30年3月に法人市民税均等割の超過課税に関する検討会を設置し、超過税率の適用可否について、引き続き慎重に検討を行ってまいります。</p>

			のため、一定程度の法人事業者への配慮は必要であり、例えば、市として超過課税の導入に理解を得られるような施策を打ち出すといったことは今後の検討に値するのではないかと考えられる。こうした点も思料したうえで、将来的な超過税率の適用可否について引き続き慎重に検討することが望まれる。		
5	市民税課	法人市民税申告書上の従業者数の調査について	法人市民税の均等割額は、従業者数が50人超か50人以下かでその金額が大きく異なってくる(資本金等の額が50億円超の法人では、50人超か50人以下で最大約7.3倍の差がある)。そのため、法人市民税申告書に記載されている従業者数の正確性が重要となることから、特に法人市民税申告書に記載されている従業者数が50人弱(概ね40人以上50人以下)となっている場合には、詳細な調査が必要と考えられる。しかし、市は法人市民税申告書に記載されている従業者数を所与として、特段の正確性の検証を行っていない。 今後、給与支払報告書上の人数が申告書より多く、申告書上の従業者数が40人以上50人以下の法人がある場合には、追加調査を実施することを検討されたい。		法人市民税申告書に記載されている従業者数の正確性の検証方法について、他市状況の調査等を進めてまいります。

(3) 固定資産税・都市計画税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
6	資産税課	地図情報システムに係る委託業者選定について	課税客体を捕捉するための手段の一つとして、地図情報システムによる航空写真を活用した調査を行っているが、当該地図情報システムの毎年度のデータ更新、3年に1度の航空写真の撮影等は業者に委託している。 こうした調査は平成12年度から実施されているが、実施開始年度以降継続して同一の業者と随意契約により業務委託している状況にある。 上記のような業務の委託は、固定資産税に係る課税客体の捕捉方法として、現在では一般的な手法となっており、過去に比べるとデータ移行は比較的容易な状況となってきた。このように、平成12年度当初の状況とは大きく変わっており、かつ、委託開始から16年が経過していることから、入札もしくはプロポーザル方式による随意契約等により業者間の競争性、公正性を確保するという観点から、随意契約のあり方について見直しを検討すべきである。 ただし、見直しに伴い、仮に新たな業者が選定されることとなった場合には、システム入替え等に多大な事務コストを要し、課税事務が滞る恐れもあることか		平成12年度の導入後、継続して同一業者と随意契約を行っていますが、コスト面については、毎年度同額での契約は行っておらず、予算編成(要求)の際に、業務手法、委託内容等の見直しを行うことで、コスト削減に取り組んでいます。 しかし、他社システムとのコスト比較や機能比較、また、データの互換性等に関する研究については十分といえない状況であり、今年度当初から、これらの情報収集、研究に取り組んでいます。 今後につきましては、今年度の検討結果を踏まえ、課税業務への影響や再導入コスト等も考慮のうえ、効率、効果を慎重に見極め、公正性の確保の観点から、再調達について検討してまいります。

			ら、税務事務が滞らないように最大限、配慮することが望まれる。		
7	資産税課	課税誤りのデータ化、一覧化について	<p>現状、家屋担当、土地担当、償却資産担当のそれぞれで生じた課税誤りについては、課内での打合せにおいて、事例として各担当者間で共有し、注意を促すことで再発防止を図っている。しかしながら、そうした課税誤りの事例は、課内においていつでも閲覧できるような形でデータ化、一覧化して蓄積されているわけではない。</p> <p>過去の課税誤りの事例はデータとして蓄積・分析し、誤りやすい要因についての気づきを得られるようにしておけば、担当者の異動があっても実務上の留意点が継承され、課税誤りの防止に役立つこととなる。</p> <p>したがって、課税誤りの状況について、年度別に発生件数や状況、要因や対策を一覧化、データ化することを検討されたい。</p>		<p>これまで、当該年度中に評価額又は税額に更正があったものについては、課税誤りか否かは問わず、更正決議書番号簿(エクセル)で一覧を作成し、年度単位で管理しておりました。</p> <p>現在、既存の更正決議書番号簿の様式の見直しを行っており、新たに「課税誤り」欄を設け、評価額又は税額に更正があったものが、課税誤りによるものかを容易に判別できるようにするとともに、課税誤りの場合には、内容により大別したコードを付し、分類、抽出、件数の把握ができるように様式を変更します。</p> <p>また、合わせて「要因」欄、「対策」欄を設け、どの職員が見ても、課税誤りの要因分析ができるように様式を変更するとともに、課内研修(新、転任者研修等)の際に活用することで、課税誤りの防止に努めます。</p>
8	資産税課	公衆浴場に係る固定資産税の減免について	<p>市は平成10年に減免規定を改定したが、以降、現在まで見直しは行われていない。しかしながら、例えば、大阪市においては、市税の減免措置全般について、①減免措置という財政支援の効果について検証されたことがない、②予算に組み込まれない減免措置は透明性が低い、といった指摘を背景に見直しを行い、その中で公衆浴場減免については、減免率を引き下げたうえで継続としつつ、一定期間経過ごとに減免の可否を検討することとされている。また、大阪市以外にも同様の見直しを検討している自治体がある。</p> <p>こうした他の自治体の事例に照らせば、市においても公衆浴場減免のあり方を検討することの意義はあると考えられ、減免規定を見直す必要性について、改めて検討されたい。</p>		<p>固定資産税の減免については、必要に応じて不定期に検討、見直しを行い、改定が必要と判断したものについては、随時改定を行ってまいりましたが、今後の社会情勢の変化等を注視しつつ、必要性、減免割合等について、引き続き、検討してまいります。</p>

(8)滞納整理事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
9	納税課	滞納整理事務における過去事例等の蓄積について	<p>市では、滞納整理事務全般に関して「事務処理要領」を定め、分納等の要件や差押財産の選択に関する考え方を示している。</p> <p>また、過去に発生した事案のうち、代表的な事例を納税課内の共有フォルダに格納し、どのような場合にどういった手続をとることができるか等について、各担当者が参照できるようにしている。</p> <p>こうした取組みを通じて、地方税法等で定められて</p>		<p>現在、徴収システム用パソコン上に「滞納整理の実務における事例集」を掲載しており、納税課全職員がいつでも閲覧できるようにしています。また、追加すべき事例等や、ベテラン職員が有する徴収技法、参考手法等についても、随時、追加、更新を行っています。</p> <p>今後も追加、更新等を行い、蓄積された事例が一定量に達した時点で体系立てて整理を行い</p>

			<p>いる滞納整理に関する事務について、より詳細な定めや考え方の共有が行われているが、一方で、個別の事案に基づいた具体的な判断基準までは「事務処理要領」には記載されていない。滞納整理を行うにあたっては、特に滞納者との交渉において各担当者の判断に委ねられる場面が多いと考えられる。そういった場面においては、担当する事案が「事務処理要領」に定められた各項目に当てはまるのか、分納や執行停止の判断、金額について妥当性があるのか等、担当者が判断に迷うことで結果として判断にバラつきが生じることも想定される。このような状況では、場合によっては有効かつ効率的な事務の執行及び納税者間の公平性が阻害される恐れがある。</p> <p>滞納整理に係る判断をより有効かつ的確に行い、何より納税者間の公平性を確保するために、滞納整理の実務における過去事例等の蓄積(事例集)を今後も継続、発展させ、一定量の蓄積がなされた時点でそれらを体系立てて整理等することが望ましい。</p>		<p>ます。</p>
10	納税課	決算書の確認について	<p>市は、納税交渉の際に決算書の入手に努めているが、決算書を必ず入手するとの規定はなく、決算書を入手しているかどうかは事案によって異なっている。早期に法人の財政状況、換価可能な財産の有無を把握するためには、財産調査の実施や納税交渉の段階において決算書を入手することが望ましいが、滞納者に対して決算書の提出を依頼しても提出されない場合、税務署に決算資料閲覧申請を行うことになるため、必要に応じて、決算書の閲覧申請を行う等の対応が望まれる。</p> <p>また、入手した決算書のどの点(着眼点など)に注目し、法人の担税力の判断に活用するのかといったノウハウについても、明文化することを検討されたい。</p>		<p>滞納者に対し、決算書の提出を依頼しても提出されない場合については、必要に応じて税務署に決算書の閲覧申請を行うこととしています。</p> <p>また、決算書の見方については、ベテラン職員が経験の少ない職員に指導しつつ、閲覧を行うようにしています。</p>